暫　定　版　※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

教　育　未　来　委　員　会　記　録

日	令和８年９月11日（金）　（第３回定例会）			
時	休　　憩 午前10時０分　開議　（午後12時１分～午後１時０分）　午後２時49分　散会			
場　　所	第４委員会室			
出席委員	石　井　茂　隆	小　坂　さとみ	大　平　真　弘	青　山　雅　紀
	渡　辺　　忍	伊　藤　康　平	松　坂　吉　則	植　草　　毅
	佐々木　友　樹	宇留間　又衛門		
欠席委員	な　　し			
担当書記	板　屋　美　穂　　佐　藤　祐　城			

説明員

こども未来局			
こども未来局長	大町　克己	幼児教育・保育部長	平野　大貴
こども企画課長	髙澤　賢一	幼保支援課長	上田　昌弘
幼保運営課長	桑田　秀幸	総括主幹	重原　秀雄
教育委員会			
教育長	鶴岡　克彦	教育次長	中島　千恵
教育総務部長	西　公厚	学校教育部長	川名　正雄
生涯学習部長	大塚　暁	学校教育部参事（教育改革推進課長事務取扱）	伊藤　拓
総務課長	鴇田　昌奈	教育職員課長	久保　哲
教育給与課長	吉野　嘉人	教育支援課長	髙橋　泰雄
保健体育課長	熊谷　正明	保健体育課部活動地域展開担当課長	福島　悟
生涯学習振興課長	西森　照泰	中央図書館長	佐久間　仁央
中央図書館管理課長	鈴木　孝之	総括主幹	佐久間　暁子
財政局			
契約課長	久保　英雄		
都市局			
営繕課長	中村　圭祐		

審査案件	議案第110号・令和８年度千葉市一般会計補正予算（第３号）中所管 議案第118号・工事請負契約について（（仮称）千葉市高浜保育所新築工事） 議案第119号・工事請負契約について（（仮称）千葉市千城台公民館・若葉図書館複合施設新築工事）
協議案件	教職員の働き方と学校運営の在り方について

委　員　長　　石　井　茂　隆

暫　定　版　※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

午前10時０分開議

○委員長（石井茂隆君）　ただいまから教育未来委員会を開きます。

本日審査を行います案件は、進め方に記載のとおり議案３件です。また、案件審査の後、当委員会の年間調査テーマであります教職員の働き方と学校運営の在り方について所管事務調査を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

議案第110号審査

○委員長（石井茂隆君）　それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第110号・令和８年度千葉市一般会計補正予算（第３号）中所管についてを議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックスのしおり１番、こども未来局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長　幼児教育・保育部の平野でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第110号・令和８年度千葉市一般会計補正予算（第３号）のうち、所管について説明いたします。

こども未来局議案説明資料の３ページを御覧ください。

初めに、公立保育所建て替え事業について説明いたします。補正予算書では５ページとなります。

１の補正理由は、野呂保育所の建て替えに係る基本設計の発注に当たり、保育所で実施するサービス内容の検討に日時を要したため、基本設計等の年度内完了が困難となる見込みであることから、繰越明許費の設定を行うものです。

２の事業概要です。本事業は、公立保育所の施設管理に関する基本方針に基づき、（仮称）千葉市高根保育所として千葉市の保育所の建て替えを行うものです。

（１）の名称は、（仮称）千葉市高根保育所です。

（２）の所在地は、千葉市若葉区高根町964番地です。

（３）の定員は検討中です。

（４）の建設予定地は、広域図に記載のとおり、現在の野呂保育所から北西に直線距離で約1,400メートルの場所となります。

次のページを御覧ください。

移転先予定地の詳細図です。移転先は、泉市民センター隣地の旧消防職員待機宿舎の跡地となります。

３の補正予算額は、繰越明許費金額が1,200万円、財源は全額市費です。

４の今後の予定は、議決をいただきました後に基本設計を行い、令和９年５月に基本設計が完了する予定です。以降、令和12年度の新所舎での保育開始までの予定は資料に記載のとおりです。

公立保育所建て替え事業についての説明は、以上です。

議案説明資料の５ページを御覧ください。

次に、保育士修学資金貸付けについて説明いたします。補正予算書では６ページとなります。

１の補正理由は、保育の質の向上や待機児童対策、多様な保育ニーズへの対応を進める上で必要となる保育士を確保するため、令和９年度から修学資金貸付事業における貸付上限額を上乗せすることとし、上乗せ分を含めた所要の経費を補正予算として計上するものです。

なお、保育士の指定養成施設、いわゆる養成校への来年度の入学予定者に対する制度周知を今年度中に行う必要があるため、債務負担行為を設定します。

次に、２の事業概要です。

（１）の対象者は、千葉市社会福祉協議会が実施する保育士の修学資金貸付けを新規で受ける養成校の学生です。

（２）の事業目的は、養成校に通う学生の負担軽減と本市への就職促進により、保育士の安定的な確保を図ることを目的としています。

（３）の内容は、養成校に通う学生の就学に要する費用につきまして、現在、国の制度において月額上限５万円の貸付けを行い、卒業後に県内保育施設等で５年以上勤務した場合にその返還を免除しているところ、これに加え、新たに市単独で月額上限３万円を上乗せし、卒業後に市内保育施設等に５年以上勤務した場合に上乗せ分の返還を免除するものです。

（４）の対象期間は、令和９年４月からです。

次に、３の補正予算額です。債務負担行為の限度額は１億3,776万円、期間は令和９年度と設定します。限度額の内訳は、国制度分が8,160万円、市制度分が5,616万円です。また、財源は、国制度分は国費が10分の９、市費が10分の１、市制度分は全額市費です。

最後に、今後の予定です。11月から養成校への説明及び市ホームページで高校生等への周知を行います。その後、養成校においても入学予定者等に周知していただき、令和９年４月から市単独上乗せを含めた修学資金貸付けを開始します。

なお、資料の６ページに参考としまして、国制度及び市制度における貸付け対象等の詳細について記載しております。

議案第110号のうち、所管についての説明は、以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君）　学校教育部長。

○学校教育部長　教育委員会学校教育部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第110号・令和８年度千葉市一般会計補正予算（第３号）中所管について、御手元に配付しております教育委員会の議案説明資料により御説明いたします。

説明資料の３ページをお願いいたします。

市立千葉高等学校における産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業、Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔハイスクール構想について、１の補正理由ですが、令和８年６月に市立千葉高等学校が文部科学省の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業に採択されました。今般、高等学校等教育改革促進事業に係る市立千葉高等学校の取組を進めるため、学校設備・備品の整備等に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が令和９年度となる改修実施設計については、債務負担行為を設定するものでございます。

２の補正予算額は800万円で、財源は県費でございます。

３の補正予算の内容ですが、表に記載のとおり、800万円の内訳は学校設備・備品整備等で

す。

４の債務負担行為の設定については、令和９年度の改修実施設計費として2,500万円を計上しております。

教育委員会の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君）　それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。青山委員。

○委員（青山雅紀君）　それでは、こども未来局の議案第110号について、一問一答でお願いします。

公立保育所建て替え事業につきまして、こちらの野呂保育所の建て替えにつきましては、現在の民有地から若葉区高根町の市有地へ移転するという整備計画となっておりますが、まず初めに、現地建て替えではなく移転を選択した理由について、借地であること以外に、財政面、契約面、あと技術面などを含めまして、総合的な判断の根拠についてお伺いします。

○委員長（石井茂隆君）　借地の違いについてですか。青山委員。

○委員（青山雅紀君）　借地以外の理由として考えられる、財政面とか、契約面とか、何かそういうのがございましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

野呂保育所の移転、建て替えでございますけれども、老朽化が進んでおりますもので、これを建て替えるに当たりまして、今、委員からの御指摘にありましたように、もともと民間の方から借地をしておりまして、賃料が発生しておりましたので、賃料負担のない市有地を基本に移転先を探しておったところでございます。

このたび庁内で調整がつきましたこの敷地につきましては、地図にありますように、野呂保育所から少し中央区に寄った場所にございます。近くに高根団地等がございまして、現在の野呂保育所の所在地よりは少しお子さんの数が近隣地より多いところでございます。ですので、総体的に利便性が市民にとって、お住まいの方にとって高まるという理由もございまして、こちらの敷地に決定したものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　青山委員。

○委員（青山雅紀君）　ありがとうございます。議案研究でも確認させていただいたんですけれども、地元としては再度確認させていただきたく、今質問させていただきました。

あと、こちらも議案研究のほうで確認させていただきましたけれども、この保育所で実施するサービス内容の検討に日時を要したため、基本設計等の年度内完了が困難になる見込みということでございますけれども、具体的にどのようなサービス項目についてどのような検討を行って、また、その検討にどの程度期間を要したのかというのを教えていただきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

野呂保育所の周辺地域でございますが、市街地と比べますと、就学前のお子様の数が少ない地域でありまして、この保育所の入所児童数も本年８月時点で19名ということで、一般的な公立保育所と比べますと少ない状況でございます。

ただ、一方でこの保育所につきましては、周辺に保育施設がございません。民間も含めてご

ざいませんので、野呂保育所がカバーするエリアとしては非常に広いものがございます。仮にこの保育所を廃止したとなりますと、保育の空白地帯が生じてしまいますので、今回建て替ええ、存続を決定したものでございます。

○委員長（石井茂隆君）　ずれた理由は。維持の理由ではなくて、この場所に持っていった理由でもなくて、若干ずれていた、それに対してよく検討していたのか、その辺の理由です。幼保支援課長。

○幼保支援課長　恐れ入ります。

そうした児童数が少ないところにおいてどの程度の定員を設定するのか、将来も見据えまして、定員の適正規模と併せて、例えば、こども誰でも通園制度、一時預かり、そういった保育所が付随して提供するサービスについてもこの地域でどの程度のニーズがあって実施すべきか否かというのを検討しているという状況でございます。失礼いたしました。

○委員長（石井茂隆君）　青山委員。

○委員（青山雅紀君）　ありがとうございます。

この野呂保育所は、区内のどの範囲まで保育需要をカバーされているのか、教えていただきますか。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　どの地域までというお答えはなかなか、申し訳ございません、難しいところはあるんですけれども、例えば、近隣で最寄りの民間の保育施設がどちらにあるかといいますと、若葉区内ですと、最も近い民間保育園で6.8キロございます。あるいは緑区も境にありますので、最寄りを調べてみますと、認定こども園があるんですが、4.7キロ、それぐらいの距離がございます。必ずしも今申し上げた地域を全てカバーしているという意味でもありませんし、さらに東の端、中野町ですとかあちらのほうもカバーしているということはあるんですけれども、目安としてお伝えしますと、そういった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　青山委員。

○委員（青山雅紀君）　中野町まで通わされているんですか。すごいですね。本当に広いですね。

○委員長（石井茂隆君）　位置はさっきの消防の位置ということで、カバーしている一番東のほうは中野ですから、多分そういうことになると思います。青山委員。

○委員（青山雅紀君）　また改めて議案研究でも確認させていただいたんですけれども、私ども会派から、この遠距離からの通園を支える方法として送迎ステーション方式というのも考えられるということで、そこで、横浜市がこの送迎ステーション事業を廃止した理由について、本市としてどのように把握されているのかという点と、あと、分かる範囲で結構でございますので、今年度からの印西市の取組について、現時点でどのように評価されているのか。

○委員長（石井茂隆君）　この議案に対して、議案はそういうことで理解したと。それから、千葉市の姿勢として送迎についてはどう考えるかという質問ですか。青山委員。

○委員（青山雅紀君）　送迎です。送迎についてどのように考えておられるのか。

○委員長（石井茂隆君）　できれば別の機会でと思います。青山委員。

○委員（青山雅紀君）　分かりました。

では、定員は検討中ということでございますけれども、児童数が少ない地域でどの人口推計というか、何かモデル等を用いて定員を定められるのかどうなのか、その辺だけ教えていただけたらと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

定員につきましては、将来推計というのは、なかなかこの地域においては難しい面がございます。ただ、この保育所の過去の児童数の推移を見ますと、20人前後でずっと推移してきているという傾向がございます。ぎゅっと減るわけではないと。ですので、そういった過去の推移を踏まえた上で、適切な定員を設定する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　青山委員。

○委員（青山雅紀君）　では、最後に１点、建設予定地として文化財収蔵庫に利用されているこの土地の地盤というか、何か安全性の評価とか、また、今回の千葉豪雨に対して被災とかは大丈夫だったのか、その点を確認させてください。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

現時点では、現地等を拝見した中では、地盤に対する大きな問題があるとは考えておりません。ただ、大変申し訳ないんですけれども、今回の豪雨によってその敷地がどのような状況になっていたかというのは確認しておりませんでしたので、これから確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　青山委員。

○委員（青山雅紀君）　現地はかなり被災しておられる地域ですので、ぜひ確認していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　ほかにございますか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　一問一答で、よろしくお願いいたします。

初めに、保育士修学資金貸付けについて確認させていただきます。本議案は御説明にもありましたとおり、本市における保育士の確保策ということとして、国制度にプラスして本市独自として新たな月額上限額を３万円上乗せするものでありますけれども、要はこの内容について反対するものではありませんが、３万円の上乗せの、３万円とした根拠です。上乗せ根拠と併せて、今回の議案を進めるに当たって期待する効果というものも併せて御説明いただければと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

まず、今回３万円の上乗せをした理由でございますが、まず、国制度が５万円でございまして、今回上乗せが３万円、合わせて月額８万円になり、年間およそ96万円、約100万円となります。養成校の学費はいろいろ条件がありますけれども、おおむね100万程度で年間費の学費はカバーできますので、そういったところも考慮しつつ、また、近隣自治体で同様の上乗せを

実施している自治体においては３万円が多いというところがありますので、そういったところを見据えながら３万円と設定させていただきました。

また、期待する効果といたしましては、この市上乗せ分については、返還免除要件が市内保育施設での就労というところで、そこに５年間勤務するというところが免除要件となっておりますので、しっかりと５年間保育士を確保しつつ、必要となる保育の提供をできるようにしたいと考えているところでございます。

あとは、今まで他自治体が同様の上乗せを実施しておりましたが、今回、千葉市が同様の実施をすることで、今まで他自治体に流れていたものが市の中にとどまるような効果も期待できると考えております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　御丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。

続いて、今の説明の中に少し関連してくる部分もあるかと思いますが、こども家庭庁が公表する各都道府県の有効求人倍率というのが一覧で出ております。今、保育所の確保策としてほかに流出しないことというお話がございましたけれども、令和６年１月の時点での千葉県における求人倍率というのが2.7倍ということで、そして、令和７年１月時点では2.81倍と若干増加傾向にあるということです。

他方で、東京都では令和７年１月の有効求人倍率が4.81倍ということで、千葉県に比べると圧倒的に高い有効求人倍率になっています。そしてまた、埼玉県では3.84倍、神奈川県では3.51倍と、それぞれの近隣の自治体での保育士確保がやはり深刻な状況であるということがこの数字を見ても分かると思います。

こうした近県との保育士確保策に向けた競争になっていくということの中にあって、本市としてやはり特徴的な施策をもう一歩踏み込んで展開していく必要があるかと感じておりますが、保育士を呼び込むことも必要とは考えているんですけれども、厳しい状況であることは理解するところですが、貸付金上乗せ以外に手だてを講じることはできないのか、今の本市の状況を踏まえて見解をお聞かせください。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

まず、保育士確保策としては、今回の市単独上乗せ以外にも、現状就職準備金の対応でありますとか、保育料の一部貸付けなど、そういったところの事業を行いながらしっかりと保育士を確保しつつ、近隣自治体との給与差については、公定価格等の件につきましては、しっかりと国に要望していきながら適切な水準となるよう国に求めていくというようなところでございます。

また、今回の上乗せについてしっかりと実施効果を見極めながら、その他必要な対策等を適切に検討して対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　ありがとうございます。

まとめますけれども、所感として述べさせていただきますが、国における処遇改善や物価高

対策における運営費の補助等、保育現場の環境も改善しつつあるとは思っています。

一方で、保育士不足の背景には、業務量に対する待遇の不満であったり、保育現場における精神的なプレッシャーもあるという課題があると聞いてもおります。貸付制度は一定の効果はあるとは思うんですけれども、返済免除要件が過ぎると、５年なら５年のこの要件が過ぎてしまうと離職するケースも少なくないということも聞いております。やはり職場における業務の改革、ＩＣＴ化など働きやすい環境の提供であったり、潜在保育士の復職支援制度の創設等、他の自治体との保育士の奪い合いをしていくということではなくて、地元で働きたいと思える施策づくりをやはり展開していくことが必要だと考えます。現場の意見も踏まえながら進めていただけるよう求めておきたいと思います。

続いてです。教育委員会のほうの学校教育部のほうで確認させていただきます。

先ほども御説明がありましたけれども、市立千葉高校における産業イノベーションということで国より採択された本事業ですけれども、市立千葉高校は新しい取組を先行的に導入検証するパイロット校としての成果が求められてくると思います。

本事業は３つの類型に分かれておりまして、昨日の議案質疑の中でも述べられておりましたが、１つはアドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成支援、２つ目には理数系人材の育成支援、最後に多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保、この３つがあると聞いております。本校では２つ目の理数系の育成人材支援を選択されていますけれども、理数系人材に限定されたその理由として、本校には理数科が設置されているからという認識でまずよろしいのか、このことについて確認させてください。

○委員長（石井茂隆君）　教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

今御質問があった点でございますが、市立千葉高校がＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔハイスクール構想におきまして理数系人材育成拠点として申請した理由といたしまして、御認識のとおりでございますが、これまで市立千葉高校は文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール事業に取り組んでおりまして、理数科や普通科のスーパーサイエンスハイスクールコースにおいて科学的な探究活動と、こういった取組を行っておりました。このような実績を踏まえまして、理数系人材育成という課題に対応した取組を行うことができると考えまして、申請に至ったものでございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　ありがとうございます。

国は情報活用能力の向上が不可欠として、育成する人材の一つとして類型の１に当たるアドバンスト・エッセンシャルワーカーの養成も重要だと考えていると聞いております。

各都道府県の採択状況を見ますと、類型１が最も多いように見受けられますが、本校には普通科もあるので、例えば、普通科では類型１、理数科では類型２に取り組むというような方法もできたのではないかと思いますけれども、普通科、理数科それぞれでこの類型２を取り組むということですけれども、やはり学校での運営上、この２つに取り組んでいくというのはやはり難しかったことなんでしょうか。お聞かせください。

○委員長（石井茂隆君）　教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　御質問いただき、ありがとうございます。教育改革推進課でございます。

ただいまの御質問の点につきましては、おっしゃるような考え方も１つあろうかとはございますが、文部科学省が考える理数系人材の育成につきましては、普通科を改革して、いわゆるその普通科文系の在り方、このままでは将来にわたって必要な理数系の人材の育成が難しいということで普通科をまずは改革しようと、そういった文脈でこの理数系人材育成支援拠点のほうが考え方として公募されておりましたので、その考え方を踏まえまして、市立千葉高校におきましても、これまで理数科を中心に取り組んできた取組を普通科でも取り組んでいこうと、そういった考えの下、普通科におきまして理数系人材の育成に取り組むという考え方の下で申請を行っております。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　それは学校として、また、教育委員会としての考え方ですので、そこに異論を唱えるものではありませんけれども、やはり情報活用能力の向上というものもこれからの時代のニーズに沿った大事な人材育成になってくるかとは思いますので、そういった視点も重要なのかという思いで確認させていただきました。

続いてですけれども、本事業の協力校、これは協力校があるということも調べてみて初めて知ったんですけれども、県立千葉女子高等学校の普通科と家庭科、そして、この事業の中で特徴的だと思ったのが、ほかの取り組んでいる自治体を見てもなかったんですが、市立千葉国際中等教育校、要は中学校が入っているんですけれども、ここはすごく特徴的な取組だと思っています。中等教育学校が含まれているということは、協力校の選択理由の中でどういった位置づけでこの中学校をまず選ばれたのかということと、例えば、近隣には千葉大附属中学校等もあるんですけれども、そういったところとも協力、連携をしていくということも成果としては効果が表れてくるのではないかと思いますが、その協力校の選択理由についてお聞かせください。

○委員長（石井茂隆君）　教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

協力校につきまして、まず本事業における協力校は、先進的な教育環境ですとかカリキュラムを地域のより多くの生徒へ届けるための共同実践校として位置づけております。

まず、千葉女子高校と稲毛国際中等教育学校を協力校としておりますけれども、まず、両校とも市立千葉高校と距離が近接しており、物理的に連携が図りやすいという点をまず利点としてございます。その上で、稲毛国際中等教育学校につきましては、理数系分野への興味関心を中学生の段階から喚起できるように前期課程の生徒に対して科学的探究の導入を図り、その取組を市内の中学校に公開したり、各種研修会の場等を通じて市内の中学校を中心に普及を図りたいと、そういった観点から、その入り口としての協力校として選んだものでございまして、御質問がございました千葉大の附属中学校でございますが、そういった学校につきましても、稲毛国際中等教育学校の実践を普及する先として考えられるかと考えておりまして、まずは協力校での実践を踏まえまして、これを市内へ周知、普及していきたいと考えてございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　分かりました。

それは考え方ですので、ほかの自治体を見ると物すごい学校数を協力校として一緒に取り組んでいこうとされているところもある中で、要は、随分ポイントを絞った学校で一緒に取り組

んでいくというのが特徴的なのかと思ったので確認させていただきましたけれども、皆さんの取組がより成果のあるものにつながっていくのであれば、中等教育学校、中学校での取組もどういった成果になっていくのかというのは注視して見ていきたいと考えております。

続いてですけれども、昨日の議案質疑でもありましたけれども、国の採択校の上限額として、11.1億円というすごく大きな額になっておりますが、国から11億円を支出してもらえると思っているんですけれども、本議案では学校備品設備等で、県費で800万円、債務負担として2,500万円を上限額としていますけれども、国に要望したこの11億円という上限額に対しての今回の予算設定と今回の執行費用について、これはどういった予算の執行をしていく中での今回の議案の予算額となったのか、11億円に対しての今回の予算額について説明していただければと思います。

○委員長（石井茂隆君）　教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

委員から御質問がありましたように、国に申請して上限額として11.1億円を採択されてございます。今回は補正予算額といたしまして800万円、債務負担行為として2,500万円をそれぞれ計上させていただいておりますが、まず、事業の本格的な実施は、来年度からカリキュラムを含めて本格的に実施していこうと予定しておりまして、今年度はその準備段階といたしまして、例えば、必要な備品を整備したり、教員の方々に先進校の視察に行っていただいたり、あるいは教員の研修をしたりというようなことでこの800万円を計上させていただいておりまして、また、教育環境の施設の充実も図っていきたいという観点から、改修実施設計費として2,500万円を計上しているものでございます。

来年度以降また事業が本格化していきますと、必要な人件費ですとか施設の改修に伴う工事費が必要となってきてまいりますので、来年度以降、また必要な予算の計上をお諮りしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　分かりました。

今後、施設の工事費等が多分結構大きな額になってくるので、11.1億円の申請をしているというような内容だということで理解しました。

最後にまとめて所感として述べさせていただきますけれども、先導校の取組の事例、ほかの学校でされている事例を拝見しますと、未来の半導体産業を担える人材育成とか理数系への関心の向上、場所にとらわれない新しい学びの転換とか、各自治体の学校で取り組まれている事例というのが今ホームページとかでも確認できるんですけれども、非常に興味深い改革的な視点というのを生徒の皆さんが考えられて取り組んでいるということで、すごく感心しているところであります。

ただ一方で、それは教育委員会など大人が取り組むものという部分もあるのかもしれません。誘導していくという部分もあるのかもしれませんけれども、国では学習に困難を抱える児童生徒に対して、ＩＣＴを活用した効果的な学習支援についても実践研究を進めている、先進的な取組をする授業も行えば、一方で学習の困難を抱えている人たちの対応を今後どうしていくのかということも進められていると聞いています。

理数系人材の育成の中に理解度の向上に関することや探究心を高める視点というものもあるとよいのではないかと感じております。あくまでも生徒と学校がどういった改革を必要と考えるのかというのが大切な部分ではありますけれども、本校生徒の取組がこの千葉県下の学校に対して好事例となることに期待しているということで、終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　ほかにございますか、佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　一問一答でお願いします。

まず初めに、公立保育所の建て替え事業についてなんですけれども、先ほどサービス内容の検討に日時を要したということなんですが、これについてはいつ頃まで定員も含めて明らかにしていくのかということ、あと、基本設計の発注につなげていくこと、スケジュールに書かれてあるとは思うんですけれども、その点についてどうしていくお考えなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

ただいま慎重に検証しているところでございますけれども、予定しております開所時期に支障を来すことがありませんように、可能な限り速やかに方針を決定いたしまして、基本設計に着手してまいりますが、基本設計につきましては、10月中に発注いたしまして、11月中には着手したいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　それと、今回敷地面積が小さくなるということもありますが、逆に高根団地は、住宅地のほうに近くなるということで利便性もよくなって、保育を必要とする世帯も増えるのではないかと思います。先ほども御答弁あったと思いますが、その際、定員についても柔軟に工夫できるようにして、施設規模も余裕を持たせたものになるのか、また、そのようにするのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

入所児童数が御指摘のように増加する可能性もあると考えてございますけれども、中長期的な視点からも検証いたしまして、適切な定員規模、施設規模を設定する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　先ほどの答弁で大幅に増えるということは見込まれないというお話がありましたけれども、逆に千葉の中心部寄りに少し移動するという形になりますので、ぜひそういったニーズも捉えながら、施設規模についてしっかりと取り組んでいただきたいということを述べておきたいと思います。

続いて、保育士の修学資金貸付けについてなんですけれども、昨日議案質疑で、本年４月の一斉入所で、希望者がいるにもかかわらず定員まで受けられなかった施設ということで、公立保育所を除く330施設のうち81施設で、原因の一つが保育士不足ということでありました。全

体の４分の１を占めているということで、相当の就学前児童が受け入れられなかったと思います。保育士不足の深刻な状況にあるとは思いますが、その状況についてと、あと処遇面で集まらないなどの要因というのは考えられているんでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

まず、市内保育施設に勤務する保育士の人数が令和４年度は5,269人で、令和７年度が5,937人と668人増加しております。ただ、一方で入所児童数は、令和４年度の１万7,842人から、令和７年度には１万9,350人へと1,508人増となっておりますことや、一時預かりや、今年度からこども誰でも通園制度が始まりますので、そういったものへの対応などを要因とし、増加する保育ニーズに見合う保育士を十分に確保できていないものと認識しております。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　分かりました。

保育を必要とする世帯も増えているということで、また、一時預かりですとかこども誰でも通園制度の対応ということで、本当に保育ニーズに対応できるだけの保育士が確保できていないと理解しました。

この就学支援の修学貸付けの部分のこの間の実績ですとか、今回この市制度分を加えることによって貸付件数というのはどの程度を見込んで、そういった効果が見られるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

まず貸付けの実績ですが、新規貸付者及び継続貸付者を対象として、令和４年度に貸し付けた人数が169人に対して8,024万3,000円、令和６年度は162人に対して6,197万9,000円、令和７年度は124人に対して4,450万2,000円となっております。

次に、各年度の新規の貸付者のみですが、こちらは令和５年度は78人、令和６年度は77人、令和７年度は42人、令和８年度は現時点では60人となっております。これらを踏まえ新制度実施により利用者増を見込んでおりますので、令和９年度は68人を見込んでおります。

なお、予算不足を理由で貸付けなどをしなかったということはございません。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　この修学の貸付けを受けている方がしっかりと保育士として働くという部分では、やはり処遇の改善というのが本当に求められているのではないかと思います。保育士不足とずっと言われてきている中で、やはり国として保育士の処遇改善を抜本的に行う必要があると思います。千葉市も要望されていると思いますが、そうしたことも含めて、処遇改善への認識について、最後に伺っておきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

まず、保育士の処遇改善については、今後の賃金水準では、国における処遇改善の取組を踏まえた適切な賃金水準となるよう、必要な財政措置を講ずることを国へ今までも要望してきたところでございます。今後も保育士の安定的な確保に向け、処遇改善の充実について国へ働き

かけるとともに、本市においても給与改善事業などの各種助成を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　次に移ります。

先ほど伊藤委員からも質問がありました市立千葉高等学校における産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業、いわゆるＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔハイスクール構想ですけれども、少しダブる答弁はありますけれども、これまでの議論については先ほど答弁があったので、それは省きますけれども、地方自治体への情報提供も含めた文科省からの取組といいますか、いつ申請してくださいとか、そういった流れ的なものをお示しいただけますか。

○委員長（石井茂隆君）　教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

本事業の公募につきましては、本年の２月に文部科学省から公募の開始の案内がございまして、これは地方公共団体に対しても周知が行われていると承知しております。その際、申請が３回に分かれておりまして、様々な申請締切りはございましたが、千葉県におきましては、５月15日の第２回目の申請の締切りに応募いたしまして、６月30日に文部科学省から採択の御連絡があったと承知しております。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　続いて、今回、市立千葉高等学校が事業の申請に採択されたということで、事業を行う理由というのは先ほど伊藤委員のほうで答弁があったので、それはあれですけれども、今後事業がどのように展開されていくのかということと、先ほど協力校ということでありました２つの高校、こうした中で千葉高校のみが恩恵を受けるものではないとは思うんですけれども、多額の予算が投じられるということで、そういった点でのほかの高校との関係はどうなるのか、伺います。

○委員長（石井茂隆君）　教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

まず、事業の今後の展開につきましては、今年度は教員の研修や先進校への視察、必要な教育環境の整備のための実施設計や備品の購入等に着手いたしまして、来年度以降、新たな教育課程を開始するとともに、必要な施設改修等を並行して行うことを想定しております。

また、本事業の取組でございますが、市立千葉高校のみに完結するのではなく、同校を県内の理数系人材育成の拠点といたしまして、協力校である千葉女子高校ですとか稲毛国際中等教育学校の取組の実践も踏まえまして、事業の成果について県内の各学校に普及することを予定しております。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　今後、この事業が進む中で企業の参入等も考えられますか。

○委員長（石井茂隆君）　教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

市立千葉高校の取り組もうとしている事業でございますが、生徒一人一人の興味関心に沿った探究テーマを設定して、そのテーマについてデータサイエンスを用いて科学的に探求するプ

ログラムを新たに設けるといった取組を予定しておりまして、こうした教育を充実するためには、専門的な内容について、例えば、大学の教授ですとか企業の専門家等の外部人材の方に講義をいただいたり、生徒の探究活動に御助言をいただいたりしながら進めることが重要と考えておりまして、必要に応じて企業の方々にも御協力いただくことを検討しております。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　最後に確認なんですけれども、このＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔハイスクール構想について、要は千葉高校の生徒から、例えば、どういった説明がされてとか、それに対する意見とか声というのは聞きましたか。

○委員長（石井茂隆君）　教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

詳細な状況については、すみません、把握しておりませんで、高校側のほうで保護者等に対してもしかしたら周知等しているかもしれませんが、状況を確認させていただきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　こういうものをする場合は学生に意見を聞いたりする場合があるんですか。今の質問はそういうことなんですけれども。教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　一般的にどういったプロセスが取られるかということはございますが、生徒の意見が必要条件かといいますと、必ずしもそうではないと思いますが、やはり一人一人の生徒の状況等も踏まえて、新しい事業を導入するときにそれが持続可能かというような、そういった観点から検証することは必要かと思いまして、その一環として、例えば、生徒の状況について必要なヒアリングをするということもなくはないのかと思います。

○委員長（石井茂隆君）　調査することはあるかもしれないけれども、意見を聞いてその方針を決定するなんてことはないはずですよ。それはどうなんでしょう。そういう質問ですよ。教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

御指摘のとおり、意見を伺うことはあると思いますが、それが事業成立のための条件というようなことではないと認識をしております。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　それは十分分かっているんですけれども、やはり今後教育というところの部分と、千葉市ではこども・若者基本条例を制定したということもあって、やはり生徒自身の声も聞く必要があると思ったわけです。

この事業についてなんですけれども、そもそも議案の説明の資料の冒頭にあります経済成長だとか産業イノベーションに資する人材育成を掲げている中で、やはり今後の即戦力人材を育成するためのものになっているのではないかと。教育の本来の目的から少し外れてしまうのではないかという懸念があることですとか、あと、改革先導拠点校ということで、市立千葉校には11.1億円投じるという仕組みで、先ほど協力校が２校あるということでありましたけれども、一部の高校にこれが偏ってしまうのではないかという懸念があること、そもそも文部科学省の全国に3,000億円という形で事業費が配分されるわけですけれども、私どもは本来の、例えば、不登校対策ですとか、学校体育館のエアコンの問題だとか、こういったいろいろな課題がある中で、これを本当に先導してやっていく必要があるという疑念もありまして、先ほど申し上げ

ましたいろいろな課題に対しての予算配分をすべきということを考えます。

以上の理由から、この事業を行うことについての補正予算には賛成しかねます。

○委員長（石井茂隆君）　ほかに。渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　一問一答でお願いします。

ほぼ内容について皆さんが聞かれたので、少し聞き漏らしたこともあるかもしれないですけれども、幾つかお伺いします。

まず、野呂保育所の建て替えに関することで、そもそもなんですけれども、もう既に計画上あることは存じ上げているんですが、ここを民間委託ではなく公立直営で建てる判断基準等について、いま一度お示しください。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

野呂保育所につきましては、申し上げましたように非常にお子様が少ない保育所になります。こういった保育所は民間の参入はなかなか難しい面がございますので、ただ一方で必要性はございますから、しっかりとそこは公立で受け止めるという考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

あと、保育士の修学資金貸付事業についての周知の方法等について、あと、今後の継続を先ほどされるということでしたが、動向を見つつ継続すると思うんですけれども、千葉市としてのこの事業の継続についてはもう既に判断済みなのか、様子を見ながらなのかという２点についてお伺いします。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

本制度の周知につきましては、議決をいただきましたら、この制度自体が指定養成校を通じて学生に周知、また、学生は指定養成校を通じて申請するものとなっておりますので、しっかりと指定養成校と連携しながら学生に周知して、千葉市の独自の上乗せというところのメリットを生かせていきたいと考えております。

また、今後の事業継続については、今回上乗せさせていただきました分についてはしっかりと実施していきながら、その事業効果、また、保育の需要等の動向を見極めながら適切に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　また、Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔハイスクール構想の関係では、この事業期間は３年間ということなんですけれども、その後の事業終了後の継続性についてのお考えを伺いたいのと、先ほど出た大学の教授は、先生たちの指導力がすごく重要になってくると思いますので、この辺は、探求コーディネーターというようなことをお伺いしていたんですけれども、もしこれの詳細が分かるようでしたら教えていただきたいです。

○委員長（石井茂隆君）　今現在分かっているところでお願いします。教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

まず、３年後につきまして、まずは本事業の採択を踏まえまして高校の取組を充実していきたいと考えておりますが、その上で、３年後については具体的に現時点でお示しすることは困難でございますが、活用可能な財源がありましたら、そういったものも確保しながら継続的に取組を可能な限り実施していきたいと考えております。

また、探究コーディネーターでございますが、こちらについては、大学の教員と専門的な方々をこの事業の取組の中に活用していきながらこの事業は進めていくわけでございますが、そういった外部機関との調整ですとか、探求活動の具体的な企画立案、こういったものを探究コーディネーターを新たに雇用して、そういった内容について企画立案等をしていただくと、そういった活用を検討しております。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

今詳細をいただいたんですけれども、この予算のどこの部分に反映されているのかというのは、探求コーディネーターの人件費がかかってくるのかと思ったんですけれども、この補正予算と債務負担行為の中の詳細がもし分かれば、内訳等もお示しいただけたらと思うんですけれども、お願いします。

○委員長（石井茂隆君）　教育改革推進課長。

○教育改革推進課長　教育改革推進課でございます。

探究コーディネーターは来年度から雇用することを検討しておりまして、今回の補正予算のほうには計上してございません。

その上で今回の補正予算の内訳でございますが、まず補正予算額800万円につきましては、設備、備品の整備として、主に探究活動用の公用スマホを購入していこうと考えてございます。そのほかにも教員の先生方の学校視察のための旅費ですとか、教員研修用の謝金、こういったものを800万円の内訳としてございます。

また、2,500万円の債務負担行為でございますが、必要な教育環境の整備を図るための実施設計ということで、こちらが今年度中ではなく来年度に完了する予定となっておりますので、今回債務負担行為ということで計上させていただいているものでございます。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

それでは、意見という意味で賛意を表したいんですけれども、野呂保育所に関しては、民間参入も難しい郊外部で人口減少もある中で、セーフティーネットとして公立直営を維持していくこと、また、東部地域の保育の受皿をしっかりと守る市の姿勢を高く評価しております。

その前に、基本設計に入る今の段階で時間がかかっているということだったんですけれども、地域ニーズや多機能化などを慎重に見極めている今の状況、その姿勢にも期間がかかることは妥当と思っております。

その上で、十分やっていただいていると思うんですけれども、もし可能であればサービス内容、多様なサービスの場として、車で行けるところでありますので、一時預かりとかこども誰でも通園制度とかのスペースなども考慮できたらいいのではないか、十分に確保した設計をしたほうがよいのではないかというような思いがあります。

保育に関しては以上で、保育士の修学資金貸付けについてなんですけれども、皆さんがおっ

しゃっているとおり保育人材の確保はもう本当に競争が激化していて、どんどんいいところに流れてしまうというような状況の中で、国の制度に加えて市の単独での上乗せについては大変評価するところです。その上で、周知はもう養成校だということだったので特に問題はないかと思うんですけれども、先ほど別の委員の方もおっしゃっていましたが、定着できる、５年間勤続できる環境づくりというものについては、もちろん質を担保するために千葉市の保育人材のセンターでいろいろサポートしていただいているのは十分承知していますけれども、離職防止のためのフォローアップ体制はきちんと今後も取っていただきたいということを要望いたします。

学校のほうなんですけれども、本件について、今までスーパーサイエンスハイスクールで培ってきた理数系・化学系中心の教育にプラスして、普通科での理数系人材の育成について、先進的な取組としては大いに期待して賛意を表します。

その上でですけれども、教育効果の継続性のために先ほど中長的にも考えていただけるということでしたし、先生のサポートがすごく重要かと思っております。そこら辺の負担軽減もしつつ、研修サポート体制を整えていただきたいと思います。

さらに、もう一点が今回の選択として理数系人材のほうで育成を選ばれての申請だったわけですけれども、やはり社会で課題となっている医療、介護、保育などのエッセンシャルワーカーの人材育成に関しても、今後採択の際にはまた検討が必要かと、この視点も忘れずに検討を続けていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　一問一答です。先ほど伊藤委員、また、佐々木委員からも、実績として何年に何人貸し付けてというのはありましたので、貸付けに対して全員が市内で就労しているのか、教えていただきたい。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

今までの令和８年３月31日時点で累積の貸付人数は619人となっております。市内就職者は312人であり、千葉県内の他自治体が48人、県外就職や保育士以外の職種への就職などを理由とした返還対象者は95人となっており、残りは学生や返還猶予中のものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　千葉市に貢献していただかないとあまりよろしくないと思うんですけれども、貸しているからには、返済のほうはどうなっているのかというのを聞かないといけないんですけれども、件数、金額、不納欠損額、回収できているのかを教えていただきたい。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

先ほど申し上げたとおり、返還対象者は今まで95人となっております。そのうち50人は返還が完了しており、また、32人が計画どおり返還中となっております。残りの13人が滞納となっておりまして、滞納金額は累積で約530万円となっております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　結構多いと思います。返還免除要件を満たさなかった場合、例えば、県外勤務とか５年未満の勤務とかの貸付金の回収の考え方、例えば、結婚とか出産とかで中断して、数年後また勤務を再開した場合の取扱いとか、どう回収するのか、教えていただきたい。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

今般の貸付けにおきましては、千葉市社会福祉協議会が実施主体となってございます。その際、返還について結婚や出産などで一時的に保育士の業務を離れる場合におきましては、しっかりと社会福祉協議会のほうが貸付対象者と連絡を取りながら、その間返還猶予という形で、直ちに返還ではなくて返還猶予、その後にまた保育士として働いた場合については、引き続きその部分を加算してしっかりと５年間働いてもらうような形で、また、相手方に寄り添った対応をしながらしっかりとフォローアップしているところでございます。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　貸付けを回収しなければいけないというわけではないんですけれども、せっかく千葉市で貸付けをしたのに、給料の高い東京とかで働かれてしまうと、何だかむずむずするような感じがするので、その点はしっかりと周知していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　今のに関連した質問ですけれども、何で社会福祉協議会がそういうお金の貸付けをやらなければならないのか。もう一つ、この事業でたしか困窮者にも10万円を貸している。社会福祉協議会は金を貸すところではないと思うんですよね。全然違うと思うんですよ。何でこのようなことをするのか。

○委員長（石井茂隆君）　どういう制度の中で社会福祉協議会に委託しているのか。幼保運営課長。

○幼保運営課長　今回の貸付制度につきましては、国がまず本体を実施しているところなんですけれども、その実施主体として社会福祉協議会も想定しているところでありますので、千葉県においては千葉県の社会福祉協議会、また、千葉市は千葉市なので、千葉市社会福祉協議会が実施しているところでございます。他の都道府県においても県の社会福祉協議会、また、市の社会福祉協議会等が実施している事例がございますので、また、市の社会福祉協議会はほかの貸付け等も併せて行っておりますので、それにならったような形でございます。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　では、幼稚園が貸すのか。そうすると、みんないろいろ貸すようになってしまうんだから。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員、幼稚園の話……。

○委員（宇留間又衛門君）　分かりました。そういうことで貸付けは構わないんですよ。最終的に返すか返さないかで、千葉市で働かない人が多分出てくると思うんですよ。お金を借りてもいいですよと、でも、千葉市から出ていってしまうんだから。完全にそういう人がお金を返

さなかったらどうするのか。

○委員長（石井茂隆君）　社会福祉協議会に委託してこの貸付事業を行っているということですよね。その根拠があってできるわけですよね。今心配しているのは、今、植草委員からも話があったけれども、返さない場合はどうするのかという話だと思う。その辺について、改めて質問です。幼保運営課長。

○幼保運営課長　先ほど申し上げましたが、返還対象者に対して、今までしっかりと50名返還をしていただいておりまして、32人が計画どおり返還中、13人が滞納ということで、しっかりと債権管理を行いながら、また、これは連帯保証人等もお願いしておりますので、そういった部分でしっかりと貸付けをして、そのまま県外に流れて貴重な市税が毀損されることがないように、しっかりと対応しているところでございます。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　あなた方が回収するわけではないんですよ。社会福祉協議会が行くんですよ。多分そうだと思うんです。あなたたちは社会福祉協議会に国から来たお金を与えて、取りにも行くんですか。先ほどから取る、取ると言うけれども、社会協議会が回収するんでしょう。

○委員長（石井茂隆君）　社会福祉協議会には委託しているだけだから、千葉市が回収するわけでしょう。質問は社会福祉協議会が貸して、社会福祉協議会が回収すると。この議案の中では千葉市が貸して、社会福祉協議会が貸すとは言っていない。これが今説明したことでしょう。幼保運営課長。

○幼保運営課長　説明が不足しており、申し訳ございません。今回の貸付けにつきましては、今回の予算に全て社会福祉協議会に貸付けの補助を行いまして、社会福祉協議会はそれを原資として学生に貸与するといったような形になっております。貸与する以上は、債権管理も含めて社会福祉協議会が実施しているというような状況でございます。

○委員長（石井茂隆君）　はっきり説明してください。社会福祉協議会が貸すんですね。幼保運営課長。

○幼保運営課長　さようでございます。

○委員長（石井茂隆君）　議案の中で千葉市が貸すとか、国とかと書いていませんでしたか。社会福祉協議会という中には入っていない。幼保運営課長。

○幼保運営課長　社会福祉協議会が貸付けをするに当たって、その原資となるものが必要となりますので、その原資について千葉市が社会福祉協議会に支払うといったような形になります（「これは社会福祉協議会が必要な協議会が実施するお金でしょう」と呼ぶ者あり）さようでございます。（「もういいですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（石井茂隆君）　いや、これは重要なことです、はっきりしてください。（「重要だけれども、答えられない」と呼ぶ者あり）今の話は社会福祉協議会が貸すと。その原資は千葉市が出す、あるいは国が出すということですよね。回収の責任は社会福祉協議会が負っているということですね。

そして、これは今の幼保運営課長の話では、責任を持って回収するというので、さっき２年で五百何万円の話が出ました。それは社会福祉協議会が回収できなかったということなのか。（「市は持たないのか」と呼ぶ者あり）そういう話ですね。そのように解釈してよろしいです

か。幼保運営課長。

○幼保運営課長　回収も含めて社会福祉協議会に実施いただいておりますので、社会福祉保健法のほうの責任で対応していただいている状況でございます。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　それでも返さなかったら市がもう不納欠損でやればいいということですよね。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

最終的に回収が不能となった場合については、社会福祉協議会が不納欠損として、それを千葉市が承認するような形というようなプロセスになっております。市がしっかりと最終的には責任を持って対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　そうなんですよ。だから、市が国に、もう不納欠損ですと言うんですよ。分かっているじゃないですか。もういいですよ。

○委員長（石井茂隆君）　いや、これは法的な問題で。これについては、こども未来局長に後で答弁願います。金銭の貸借の流れと責任ということについては、後で書類等でもらいたいと思います。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長　幼児教育・保育部でございます。

修学資金の貸付けを行う事業の実施主体は、繰り返しになりますけれども、千葉市社会福祉協議会ということになります。千葉市社会福祉協議会が貸付けから回収まで責任を持って行うというのが事業の仕組みになっています。

今回の補正予算につきましては、千葉市社会福祉協議会がこの貸付事業を行うに当たって必要な額のお金を、千葉市から千葉市社会福祉協議会に補助金として支出する、その原資として補正予算を組ませていただいて、議決をいただいた後に補助金としてお支払いすると、そういう仕組みになっています。

回収ができなくなってしまった場合につきましては、社会福祉協議会の会計のほうで処理するという形になります。それによって何らかの会計上の問題が社会福祉協議会に発生した場合は、またこの事業の話とは別のところで対応するような形になると考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　これは賛否を問うようになってくるんですよ。この話とは別になってしまうんです。これは貸与するということと別のことになるわけです。（「一回止めてもらって、ちゃんと聞こう」と呼ぶ者あり）そうですね。流れ等をはっきりしてもらわないと。

そのことについて、もう一回説明してくれますか。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長　幼児教育・保育部でございます。

繰り返し説明をさせていただきますと、この修学資金貸付事業の実施主体は社会福祉協議会になります。これは先ほども御説明したとおりで、国の制度の中で社会福祉協議会が実施するというようなことも定められておりますので、ここについては問題がないものと考えております。その上で、社会福祉協議会が実施主体として修学資金の貸付けから回収まで責任を持って

行うというのがこの事業ということになっております。

その上で今回の補正予算につきましては、社会福祉協議会が貸付けをするために必要な財源を千葉市から千葉市社会福祉協議会に補助金として支出するための補正予算を組ませていただきまして、それを議決後、補助金として社会福祉協議会のほうにお渡しするというようなことになります。もし貸し付けた金額を回収する必要が生じて、それが回収できなくなってしまった場合というところでございますけれども、基本的には社会福祉協議会の会計上の処理ということになります。千葉市は補助金を支出した段階で、事業の実施の責任というのが社会福祉協議会にございますので、不納欠損に該当する回収できなかったものにつきましての会計上の責任というのは負わないというような形にはなります。

この事業に関しての不納欠損の会計上の責任というのは、社会福祉協議会のほうの会計上の処理ということになります。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　分かりました。

○委員長（石井茂隆君）　大平委員。

○委員（大平真弘君）　一問一答でお願いします。重複しないものだけ質問します。

保育士修学資金貸付けなんですけれども、保育を必要としている人が増えているというのと、保育士不足は理解しておりまして、ただ、保育ニーズは多様化しております。この貸付け対象と返済免除要件に保育所等と書かれていますが、等に含まれる保育サービスはどのようなものがありますか。ベビーシッターとか家庭的保育事業等の在宅保育の扱いは含まれるのでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　答弁願います。幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

保育所等ということで、そのほかにも児童養護施設でありますとか、幼児保育事業、また、教育時間終了後に教育活動、預かり保育を常時実施している幼稚園など、保育を実施しているところが対象となるというところでございます。居宅訪問型保育事業ということで、認可のベビーシッターなども対象となるというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　大平委員。

○委員（大平真弘君）　対象となるということですね。ということは、在宅保育となると、ベビーシッターとかですと、市内の利用者だけということはないような気がするんですけれども、例えば、事業所が市外にある場合でも、そういった場合は、市が市内の保育ニーズに対して助成しているものに対して、例えば、ベビーシッターの利用者が100件あって、そのうち、例えば、１件、２件だけが千葉市であっても、この等の対象になるということの理解でよろしいでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　例えば、他の都道府県ですよね。千葉市に事業所があって、そこに勤めている人がほかのところに行ってもなるのか。幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

基本的に認可外のベビーシッターなどが多分おおよそあると思うんですけれども、基本的に認可しているベビーシッターはそれほど対象が多くないと思っておりまして、一般で使われて

いるベビーシッターについては対象外となるような状況でございます。基本的には市内の保育施設等で勤務しているということなりますので、市内の保育ニーズを十分に満たせるところが対象となるというような状況でございまして、主に市外を対象としているような施設であるとかは想定しているところでございません。

○委員長（石井茂隆君）　大平委員。

○委員（大平真弘君）　今のお話を聞くと、特にこういったベビーシッターですよね。家庭的保育事業に関してはいかがかでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

家庭的保育事業も対象となります。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　大平委員。

○委員（大平真弘君）　分かりました。というと、ベビーシッターが主に認可外が多いので、そこに関しては対象外ということで理解しましたけれども、要は保育施設を利用する利用者の目的というのは、保育サービスを利用することで働けるようになるということであって、そこのニーズを解消するためには、認可外であっても市外でほぼ利用されているものであれば目的は達成されると思うんですけれども、認可外のそういったサービスが貸付けと返済の条件の対象にならない理由というのは何があるんでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

まず、国の制度で対象外としているというところがございます。また、やはり保育ニーズを充足させるためには、保育施設等への就職を促進することで、より多くの児童の受入れが可能となることが考えられますので、現時点ではそのような取扱いとなっている状況でございます。

すみません、失礼いたしました。答弁を一部修正させていただきます。

認可外であっても、認可外保育施設でありますとか、千葉市保育ルームといった集合型のところに従事する場合については対象となりますので、一概に認可外だから対象外というわけではございません。説明が不足しており、申し訳ございませんでした。

○委員長（石井茂隆君）　大平委員。

○委員（大平真弘君）　今の話で、基本的に利用者に対するニーズというよりも細かくなってしまうので、要は国に準ずるというような形で理解をしました。

ただ、細かく分類するというのが要は難しいということですよね。認可外のベビーシッターでどれだけ要は市内で利用されているのか、市外で利用されているのかというところまで追うのが難しいということですよね。そこまで調査するとなると、少し難しいのかと理解したので、そこもどうすればいいのかというのは検討いただきたいと思います。

最後に、先ほどの流れと重複しますけれども、この返済免除要件の、返済が必要になった場合に一般的な金融機関であれば、例えば、貸付金利だとかがあると思うんですけれども、こういったものはないと思うんですけれども、返済が万が一必要だった場合の金利であったり、あとは先ほどの話の流れの中で返済猶予の期間等、そういったものも全く出ていなかったので、どういった形で想定されているのか、返済猶予期間ですね。あと、貸付金利についてお聞かせ

ください。

○委員長（石井茂隆君）　幼保運営課長。

○幼保運営課長　幼保運営課でございます。

返済に当たっては、返済をする要件に合致した場合、県外に就職または保育士以外の職種の就職となった場合については返還をいただくような形になりますけれども、順調に返還をいただく場合については無利子となっております。

一方、返済が滞って滞納となった場合については利子が発生するということでございまして、その利子については、年３％の割合で計算して延滞率とさせていただいております。

また、返還の猶予期間などについては、妊娠、出産、育児等で様々でございますので、相手方に寄り添った対応をしながら進めているような状況でございます。一概に１年というようなことで決めていることはございません。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　大平委員。

○委員（大平真弘君）　おっしゃっていただいたとおり、病気だったり、介護が必要で県内、市内を出なければいけないとか、いろいろな要因が考えられますので、その点は利用者に寄り添って対応いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第110号・令和８年度千葉市一般会計補正予算中所管についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○委員長（石井茂隆君）　賛成多数。よって、議案110号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

議案第118号審査

○委員長（石井茂隆君）　次に、議案第118号・（仮称）千葉市高浜保育所新築工事に係る工事請負契約について議題といたします。

委員の皆様はサイドブックスのしおり１番、こども未来局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長　幼児教育・保育部でございます。着座にて説明をさせていただきます。

議案説明資料の７ページを御覧ください。

議案第118号・工事請負契約について（（仮称）千葉市高浜保育所新築工事）を説明いたします。

議案書では２ページでございます。

本議案は、公立保育所の施設管理に関する基本方針に基づき、（仮称）千葉市高浜保育所として千葉市高洲第二保育所の建て替えを行うものです。

１の工事名は仮称千葉市高浜保育所新築工事です。

２の施行場所は千葉市美浜区高浜１丁目４番３号で、旧高浜第一保育所の跡地でございます。

３の工事概要は、敷地面積は2,718平方メートル、構造は鉄骨造平屋建て、延べ床面積は786

平方メートルです。

なお、新所舎の定員は80人で、内訳は３歳未満児が30人、３歳以上児が50人です。現在の高洲第二保育所の定員と変更はありません。

４の契約方法は制限付き一般競争入札の総合評価落札方式です。

５の落札金額は３億4,760万円です。予定価格３億6,163万500円に対して、落札率は96.12％でした。

６の工期は契約締結日の翌日から393日間です。

７の請負者は、かしの木建設株式会社、代表取締役及び所在地は資料記載のとおりです。

次のページを御覧ください。

８の工事の全体スケジュールです。本議案の建築工事は、議決いただきましたら直ちに本契約を締結し、10月より着工します。工期は13か月と予定しています。電気、機械工事につきましては、建築工事に合わせて進めます。また、所庭などの外構工事は建築工事完了後に行う予定としております。

９の今後の予定です。10月頃に工事に関する住民周知を行います。令和10年３月末に新所舎の完成、その後、物品搬入などの開所準備を行い、令和10年７月頃から新所舎での保育を開始する予定です。

なお、参考としまして、統廃合、移転の経緯について記載をしております。

また、９ページから14ページまでに位置図、配置図、完成イメージ図、入札調書を添付しております。

議案第118号についての説明は、以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君）　それでは、御質疑等ありましたらお願いいたします。植草委員。

○委員（植草　毅君）　一問一答です。

建物というのは、坪単価が幾らぐらいなんですか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

こちらのほうにつきましては建築のみとなりますが、坪単価で約13万4,000円となっております。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　13万円、随分安いですね。坪ですよ。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員、坪単価は、全部含めた話ですよね。営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

申し訳ございません。訂正させてください。建築の工事の坪単価になりますが……

○委員長（石井茂隆君）　ちょっと待ってください。植草委員は全部建てて幾らかということを聞いているんですね。営繕課長。

○営繕課長　申し訳ございません。設備のほうについては私も、申し訳ございません。

○委員長（石井茂隆君）　総面積で割り算すればできるわけです。それを誰か答弁できないですか。幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

今議案のほうに計上しておりますこの３億4,760万円につきましては、建築工事に相当する

金額でございます。お尋ねの議案説明資料の８ページで申します電気、機械につきましては、現時点では同等の金額というのは今確定しておりませんので、坪単価というものを今答弁することが難しい状況と認識しております。

○委員長（石井茂隆君）　だから、建築のほうだけで幾らかということです。営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

先ほど言いましたように、建築のみの３億4,760万円に対して、坪単価といたしましては13万4,000円という形になります。

○委員長（石井茂隆君）　それは平米じゃないですか。平米ではなく、坪単価です。営繕課長。

○営繕課長　申し訳ございません。桁を１つ間違っております。134万円となっております。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　そんなに安くできるなら、13万円でやっていただきたいぐらいなんですけれども、これは何で平屋なのに鉄骨でつくる必要があるのか、教えていただきたい。

○委員長（石井茂隆君）　答弁願います。営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

こちらにつきましては、各構造で検討は行っております。木造は鉄骨造と比べて比較的コスト的には若干安くなりますが、鉄骨造は耐火性能ですとか、あと、耐震性能が十分確保するできるということが可能であります。また、遊戯室などの大きな空間の計画ですとか、あと、窓等の開口部を大きく確保することが可能ということもありまして、総合的な検討を行った結果、鉄骨造とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　３階建てとか、そういうのだったらまだ分かるんですけれども、これは鉄骨でつくって、何か違う目的があるんですか。避難所にするとか、多目的に使うためにやっているとか。

○委員長（石井茂隆君）　間取りがいいとか、そういう話があったんだけれども。幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

この保育所につきましては、今例えでおっしゃっていると思いますけれども、避難所として使うことは想定しておりまして、これは保育所一般に言えることでございます。また、保育所を月曜日から土曜日まで毎日稼働しておりますので、ほかの用途に使うということは少なくとも当面の期間は考えてございません。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　平屋なので、多分木造でつくってもさほど変わらないけれども、結構安くなるのではないかと思うんですけれども、これは検討しなかったんでしょうか。お伺いしたいです。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

先ほども申しましたが、一応検討はさせていただいた総合的なもので、鉄骨造という形で判

断させていただいたところでございます。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　木造の場合は、検討した際に坪単価どのぐらいで出ていたんですか。見積りを取っていましたよね。

○委員長（石井茂隆君）　試算したかどうか、答弁をお願いします。営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

鉄骨造の場合は、平米当たり40万円で、木造の場合は35万円……

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長、さっき134万円と言ったんだから（「あれは坪です」と呼ぶ者あり）木造のときに試算したのかどうかということを今聞いているんだから。営繕課長。

○営繕課長　一応、木造のほうも金額的には算出させていただいております。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　それはお幾らでしたか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　少々お待ちください。計算させていただきます。すみません、お時間をいただきます。

○委員長（石井茂隆君）　今出ているなら、平米でもいいですよ。営繕課長。

○営繕課長　平米ですと、鉄骨造が40万円程度で、木造ですと35万円程度という形で一応試算させていただいております。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　分かりました。一応検討したということで。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　私はしゃべらないようにしようかと思っていたんですけれども、先ほど鉄骨にした理由というのが耐火だったり、耐震だったり、窓を大きく取るという話で、今の木造技術というのを知った上でその答弁なのかどうかというのを確認したいんだけれども、今、木造でビルができる時代ですよね。大容量のスパンを飛ばせる時代ですよね。むしろ耐震なんて、軽量鉄骨でやるより木造のほうが強い場合もあるんですよね。そういうところはどう考えているのか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　確かに委員の言われるとおり、最近の木造の技術とかは進化しているという形にはなろうかと思います。それ以外にも、消防法の関わる設備だとか、そういったところも含めて、そういったものが免除になったりとかというところも含めて一応トータル的に考えさせていただいたというところでございます。

確かに構造的なものだとかの検討だとか、木造のほうについて具体的にどうなのかというところの検討までは、今回のところでは行っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　分かりました。検討がほぼされていない現状が分かったので。

もう一つは、さっき木造が平米で35万円と言っていましたけれども、私が市場で価格を知っ

ている限りでは、基本的にはそんなに高くないので、木造の平屋で100万円を超えるわけがない。そういうところももう一度ちゃんと精査してくださいというお願いをしておきます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　一問一答でお願いいたします。

まずですけれども、今回の工事請負金額の話は先ほどからほかの委員の皆さんが様々されていたので、何となく理解はしたところですけれども、高浜第一保育所を廃止した背景についてまず伺うとともに、現在の高洲第二保育所の職員配置と今の利用状況というのはどうなっているのか、まず確認させていただけますか。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

この高浜第一保育所と高洲第二保育所の統廃合につきましては、令和３年１月に私どもが公立保育所の施設管理に関する基本方針というものを定めた際に、近隣のお子さんの数と保育施設、民間も含めた保育所の数、これを精査いたしまして、将来にわたって２か所を維持するよりも統合したほうが望ましいものというのを幾つか出しております。そのうちの一つがこの高浜第一保育所と高洲第二保育所の統合になります。

恐れ入ります。お尋ねのうち、今の高洲第二保育所の職員の配置ということでありますと、申し訳ございません、私のほうで今把握しておりません。大変失礼いたしました。お子さんの数は、今は４月時点で53人が入所されていると承知しております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　ありがとうございます。

今回新しく新設する場所の近くに、預かり保育も行う幼稚園もあると思いますけれども、こういった近接する場所に似通った建物の保育所をつくるということで、今利用者が53名ということですけれども、定員割れをますます起こしていく、そういったリスクというのは検討されて今の場所で建設するということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

建て替え後の定員につきましても、もちろん将来推計を行った上で設定させていただいております。現状53人と少しお子さんが少ない状況でありますけれども、今統合ということで建物を行ったり来たりしている状況等もありまして、なかなか新しいお子さんが入りにくい状況等は見ておりますが、建物が新しくなった際には、２つ統合してもおりますので、もう少し保育需要が伸びるという想定の下で80人という設定をしております。

また、一時預かりにつきましては、確かに近隣で預かり保育等をやっていらっしゃるのもあるんですけれども、１月から全市的に見て非常に供給が不足していて予約が取れないというお声をたくさんいただいております。高洲第二保育所でも一時預かりをやっておりましたので、それを継承する形でございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　ありがとうございます。

廃止された旧高浜第一保育所の老朽化の状況とかは理解しているところなんですけれども、要は蒸し返すようで大変恐縮ですが、建物の移転する場所や統合することについて、地域や利用者の皆さんからどういった意見があったのかというのと、また、ほかの委員の皆さん方の質問に重なりますけれども、建物の使用に関しての希望とか要望等はあったのか。また、あった場合にはそういった希望、要望を受けて、今の建物の図面で表してもらっている仕様になっているのか、伺えたらと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

本件につきましては、何度か地域の皆様、あるいは保護者の皆様にお知らせをしているところでございますけれども、私どもが直接把握している限りでは、特段の反対意見、困るといった意見、あるいは建物をどのような形にしてほしいという御意見はいただいていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　分かりました。

今回は、要は配置等については千葉市のほうで検討されて、今配置図等を見ていますけれども、様々な主要エリアについても千葉市の検討の中で決めたということでよろしいですね。分かりました。

続いて、幸町には認定こども園としての保育所、保育所が認定こども園になっているところがありますけれども、今回建て替えをするわけですが、認定こども園化していくというお考えはなかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

このたびの建て替えに伴って認定こども園にするということは検討しておりません。そもそも認定こども園は今２か所あるんですけれども、千葉市の中で公立保育所をこれ以上認定こども園にしていくかということにつきましては、現時点では保育所のまま維持しようと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　認定こども園は国のほうで認定こども園化を進めている部分があると思うんですけれども、要はまず千葉市の中で２件認定こども園があるということで、今回はそういった検討はあまりされていないということなんですけれども、そもそも認定こども園にしていくという認識というのは、千葉市としてどう捉えていらっしゃるんですか。

○委員長（石井茂隆君）　幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

認定こども園は、御存じのとおり保育園の機能と幼稚園の機能を併せ持つもの、すなわち御両親が共働きでいらっしゃらない御家庭も含めて、お子さんが通える施設ということになりますけれども、将来的に千葉市の公立保育所を認定こども園にしていく必要性が全くないのかというと、そこまでの議論はしていないというのが正直なところでございますが、現状は、公立

保育所については保育需要のほうに応えるということに専念するということで、保育所という形を維持しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　分かりました。ありがとうございます。

工事に関係するところですけれども、最近、他の所管がされている公共施設の建設等を見ていると、必ず結構工事着工後に土壌汚染があったので建設費用が云々とか、増額変更させてくださいとか、要は工事がその分延長してしまいますとか、工期が変わっていくということが見られるんですけれども、今回土壌調査を実施した後での工事額ということでよろしいんですか。それとも工事を着工した後に、必要に応じてまた土壌汚染調査を行うものなんですか。そこについて教えていただけますでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

現時点では、土壌に関して解体時に確認を取っております。今のところ土壌汚染がないという形での確認は取っておりますが、工事中につきましても再度その辺は確認するような形になります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　現在行っていたということですよね。工事中に再度確認するということですか。営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

最後、搬出する際に、再度確認するような形になります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　要は工事で出た残土等に対して、搬出する際に汚染があるかどうかという確認をするための土壌調査は行うけれども、建設の過程においての土壌調査というのは既に終わっているので、工事を着工後に、改めて工事に関する土壌調査は行わないという認識でいいんですね。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

現在、設計を行う段階において土壌汚染があるか、ないかという形で当初確認させていただいております。ただ、搬出する際に、受入れ先で土壌汚染があるか、ないかという証明書を、ある一定期間の間に調査したものの提出を求められることがあるので、そういった形で土壌汚染の確認を再度するという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　ということは、あくまでも工期に大きく影響するものではないという調査を行う。要は出したものに対しての土壌汚染調査を行うけれども、工期に直接関係してくるものではありませんという認識でいいということですか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

委員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　では、内容につきましては分かりました。

所感を述べたいと思いますけれども、よく建設資材の供給の遅れであったり、関係機関との協議に時間を要したと、後から工期に関係する変更する議案が出てくることが最近多いと感じています。そういったことを考えると、本市における建設工事に対する工期の遅れというのがやはり目につくので、確かに社会情勢における資材単価の高騰とかスライド条項の適用というのは一定の理解をするところではあるんですけれども、工期の遅れというのは全体の諸経費にも関係してくるものになってくるので、要は全体の諸経費が増えるということは当然その工事金額の増につながっていくわけですから、そういった無用な工事費の変更とならないような形で工事管理を適切に行っていきながら、開所予定に変更がないように取り組まれることを求めておきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

先ほどはいろいろと申し訳ございませんでした。金額の訂正を１つさせてください。

先ほど坪単価のほうは私のほうで述べさせていただいたんですが、申し訳ございません、金額のほうが、私の計算が間違っておりまして、こちらの坪単価で146万円という形になります。申し訳ございませんでした。失礼いたします。

○委員長（石井茂隆君）　それから、伊藤委員からの質問で、ダンプで運んだときに調査しても工期には影響しないと言いましたね。大丈夫ですか。営繕課長。

○営繕課長　基本的には工期に影響は出ないという形で考えております。

○委員長（石井茂隆君）　分かりました。

佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　質問はありません。意見、要望だけです。

高浜第一保育所のところに建て替えられるということで、新しい所舎になるということで、ここについてはやはり、先ほど御答弁にあったように今の高洲第二保育所のほうで今入所されているお子さんが五十数人ということでありました。定員が80人ということなので、ぜひ広く利用してもらうような形を取る、事前に開所する前にもぜひ利用してもらいたいというような、いろいろ保護者の皆さんとの交流だとか、いろいろなことをぜひやっていただいて、よりよい保育をしていただきたいということと、地域性でいいますと、やはり外国籍のお子さんが多いということもありますので、ぜひ継続した保育を実施していただけるように述べて終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　一問一答です。

１歳から３歳まで平家、これは結構ですよね。

それともう一つ、屋根があるでしょう。これは折板ですか。

○委員（宇留間又衛門君）　営繕課長。

○営繕課長　屋根の仕様につきましては、おっしゃるとおり金属製の屋根でございます。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　平屋だから雨が降ったりなどしたときに、それは大丈夫なんですか。せっかくだからカラーベストとか、何かああいうものにしないと、折板だとガタガタと音がしますよ。カラーベストだったら、２階、３階に響かないけれども、子供は１歳から３歳まで、皆さんよく寝る子供だよ。その子供を預かるのに、そのようなのはちゃんとやってあるんですか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　屋根の材料につきましては、ガルバリウム鋼板の屋根となっております。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　音がないものをやってもらいたいんです。子供は１歳から３歳だから、寝る子供ですから、うるさいですよ。図面を持ってきて、見せてくださいよ。見なければ賛成できないですよ。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　分かりました。ただいま用意しますので、少々お待ちください。ただいま図面をお渡しします。

（図面を用いて説明）屋根につきましては、先ほど言いましたようにガルバリウム鋼板とさせていただいておりますが、天井面にはグラスウール等を張って、音には十分留意したような設計とはしております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　音はしますよ。こんな薄いもので、天井があるならまだいいですよ。天井がないじゃないですか。これは子供がかわいそうですよ。悪いけれども、子供が寝ているんですよ。木造だったら、カラーベストだと音がしないけれども、そういうところを考えてやってくださいね。子供が小さいんですから、大人ではないんですから。それを考えているんですか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　こちらのほうにつきましては、それで十分に耐え得るという認識の中で一応こういう設計をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　後からつくって文句を言われないようにしているんだから、これは小さい子供だから、だから私は言っているんですよ。そういうことです。では、もし苦情が来たら直すんですね。

○委員長（石井茂隆君）　対応できるというさっきの答弁に対して、どうなのかと。改めて音はするから、その場合は変更して対応するのかと。屋根を張り替えるかどうか。営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

一応工事が終わった後ですので、取りあえずは苦情が来るとするとそういう形になりますので、それにつきましては所管と調整させていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　音のことを心配していまして、そのことに対して対応していくのかどうか、あるいはこれで大丈夫だというのかどうか。営繕課長、どうかという話をしているんですよ。幼保支援課長。

○幼保支援課長　幼保支援課でございます。

御心配ありがとうございます。所管としても、雨のときの音のところまで所管のほうから営繕部門に対して具体的な御要望を出している状況ではございませんでした。ただ、直近で公立保育所の千城台西保育所というところを建て替えてございます。恐らくあまり変わらないです。あちらに関しては今のところ順調に運営しておりまして、雨の音がうるさくてお昼寝ができないとか、そういった声は現場から上がっておりません。様子を見させていただきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　その音の問題は後で解決いたしますので、やはり子供ですから、寝れないという子供がいるんですよ。そういうことを考えると、そういうものではなくて、音がしないようなものでやっていただきたいと私は思います。

○委員長（石井茂隆君）　それでは、そういう音に対しての要望があったということで酌んでいただきたいと思います。渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　１点だけ伺います。

入札調書と総合落札方式結果のほうを見てなんですけれども、今回辞退されて結局１社で落札という状況ですけれども、もともと評点だけを見ると、別のところのほうの評価がよかったり、金額が安かったりでしたが、御辞退ということになっておりますけれども、その理由について御存じでしたらお示しください。

○委員長（石井茂隆君）　契約課長。

○契約課長　契約課でございます。

辞退の理由につきましては、入札調書のほうに記載のとおりで、まず入札前の辞退につきましては、作業員の確保が困難、これは与志建設になります。再度入札での辞退につきましては、日幸建設が辞退をしておりまして、１回目の応札が終わった後に再度入札のお知らせを送ったところ、採算の関係で辞退するということで、辞退という形になってございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　採算に関する辞退ということで、了解いたしました。

○委員長（石井茂隆君）　ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案118号・（仮称）千葉市高浜保育所新築工事に係る工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○委員長（石井茂隆君）　賛成全員。よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開は13時といたしします。

午後０時01分休憩

午後１時０分開議

○委員長（石井茂隆君）　休憩前に引き続き委員会を開きます。

議案第119号審査

○委員長（石井茂隆君）　次に、議案第119号・（仮称）千葉市千城台公民館・若葉図書館複合施設新築工事に係る工事請負契約について議題といたします。

委員の皆様はサイドブックスのしおり２番、教育委員会の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。生涯学習部長。

○生涯学習部長　生涯学習部でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第119号・工事請負契約について（（仮称）千葉市千城台公民館・若葉図書館複合施設新築工事）について御説明いたします。

議案書は３ページですが、教育委員会の議案説明資料で御説明させていただきます。

議案説明資料の５ページをお願いいたします。

本件は、現在の千葉市千城台公民館及び若葉図書館の老朽化に伴い、複合施設として新築工事を行うものでございます。

１の工事名、２の施工場所、３の工事概要は記載のとおりでございます。

４の契約方法ですが、制限付一般競争入札、総合評価落札方式、５の落札金額は14億1,680万円、６の工期は契約締結日の翌日から725日間でございます。

７の請負者ですが、松栄・鵜沢建設共同企業体でございます。

なお、参考としまして、６ページから10ページに位置図、配置図、平面図、完成イメージ図を、また、11ページ、12ページに入札調書、総合評価落札方式結果調書を添付してございます。

教育委員会の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君）　それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。青山委員。

○委員（青山雅紀君）　手短にお願いします。

今回のこの議案第119号、公民館と図書館の複合施設、老朽化した公民館と図書館をそれぞれ単独で建て直すのではなくて、複合施設と、これは千葉市初の取組とお聞きしておりますけれども、地元でもすごく楽しみにしている事業でございますので、しっかりと計画どおり進めていただきたいと思いますけれども、まず３点だけ確認をさせていただきたいんですけれども、相乗効果というんですか、学習活動とか、また、地域活動の活性化にどのようにつながるのかとか、その辺の本市のお考えというかビジョンをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　生涯学習振興課でございます。

今、ビジョンというお話をいただいたと思うんですけれども、こちらは千城台南小学校の跡

地に今回建設させていただくということで、地元の方と令和元年度ぐらいの計画段階から話合いをしながら進めてまいりました。身近ないわゆる地域拠点として、また、公民館、避難所ともなりますので、そういった防災拠点としての役割を担っております。今回、車中泊も想定しまして、駐車場のほうも120台ほど設けさせていただいているところでございます。

また、隣接には中学校がありますし、今回その跡地には保育園と特別養護老人ホームなど幅広い施設を集約する形になっておりまして、本当に幅広い世代の皆様に御利用いただけるような施設にして、地域の活性化につながるような施設にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　青山委員。

○委員（青山雅紀君）　ありがとうございます。

今、防災拠点という御答弁がございましたけれども、災害時には地域の拠点としてどのように機能の発揮をさせるのかとか、防災拠点における設備というか、運用体制等も明確に決めておられるのであれば確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　生涯学習振興課でございます。

今御説明させていただきましたとおり公民館は避難所になるということで、まず、当然管内にいわゆる防災の備蓄倉庫を設けさせていただくほか、あと、太陽光設備を設置して蓄電池とか、あと、外部から仮設電源とかを調達した際にもそういった電気が使えるような計画という形をしているところでございます。

また今回、敷地内に緑道とかも整備するところなんですけれども、そこに、例えば、災害時に炊き出し可能なかまどベンチを設置する予定にさせていただいておりますし、先ほど言った車中泊用の駐車場の整備、また、マンホールトイレでございましたり、防災倉庫もそれぞれ集約させるような形で避難所機能の強化も図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　青山委員。

○委員（青山雅紀君）　ありがとうございました。

では、最後としますけれども、施設整備に当たりましては、様々これまで地域の方々の御意見を聞き、検討を進めてこられたと先ほども御答弁されていましたけれども、いろいろな御要望があったかと思いますけれども、その地域から寄せられた御意見の中で、具体的にどのような意見が設計や施設の機能に反映されているのか、そこだけ最後にお聞かせいただけますか。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　生涯学習振興課でございます。

まず、幾つか御意見、御要望をいただいている中であったのが、やはり一番大きかったのは駐車場の話でございます。もともと今ある公民館の場所が40台弱でございまして、結構いっぱいになってしまうことも多かったんですけれども、そういった御意見を踏まえて先ほど御説明したとおり120台という形にさせていただいているところでございます。

あと、地域からもともとやはり図書館と公民館を複合施設で建ててほしいというお話もございまして、今我々が取り組んでいる方向性とも一致しておりましたので、今回複合施設とさせていただいたところでございます。

また、子供から高齢者まで多くの方が集えるような場所であったり、そういった広場も整備してほしいということでしたので、先ほど言った緑道ではございませんが、そういったところのスペースをつくるなど、そういった形で可能な限り地元の御意見、御要望のほうを反映させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　青山委員。

○委員（青山雅紀君）　ありがとうございました。

では、要望を申し上げます。今回の施設は、千葉市としましても公民館と図書館を複合化する新たな取組ということで、今後の公共施設整備のモデルになるのではないかと、そういう意味では本当にすごく期待しております。また、地元の意見を丁寧に反映しながら整備を進めてこられた点と、あと、やはり防災拠点の機能強化につきましても評価するところでございます。

今後は単なる施設の複合化というだけではなくて、公民館と図書館がそれぞれの機能を生かした相乗効果というのを発揮していただきまして、地域活動の活性化とか、また、利用者の利便性向上につなげていただきたいと、地元の若葉区の市民として要望を申し上げておきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（石井茂隆君）　ほかにございますか。植草委員。

○委員（植草　毅君）　こちらの建物が鉄筋コンクリートと一部鉄骨ということなので、坪単価のほうをお聞きしたい。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

先ほどの件では申し訳ございませんでした。こちらのほうにつきましては、坪単価が建築のみとなりますが、234万円となります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　ちなみに、これは市庁舎も鉄骨造りなんですけれども、何で一部鉄筋コンクリートにするのか、理由を教えていただきたい。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

今回の建物につきましては、敷地自体がまず４メートルの高低差があるようなところに建つような建物となっております。そこの部分の擁壁を一部兼ねているということもありまして、基本的にはある種鉄筋コンクリート造で、あと、吹き抜けの部分だとか、そういった部分の大きな空間をつくるために鉄骨造を一部取り入れたもので行っております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　公民館で避難所の機能を持たせるという意味では、堅牢なつくりでないといけないとは思いますが、結構坪単価が上がっているので、すり鉢状になっていて、そうしたら、水のほうは大丈夫なのか。１階が図書館ということで、お聞きしたいんですけれども。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　こちらのほうにつきましては、敷地に降った豪雨だとかそういったものに対しま

しては、雨水貯留槽を設けておりまして、駐車場の部分、あと、建築敷地の部分につきましては２か所設けております。こちらのほうにつきましては、約110ミリ程度の雨にも対応できるような計算の中での雨水貯留槽を設置しているという形になります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　植草委員。

○委員（植草　毅君）　今回の千葉豪雨で多分分かったかとは思いますが、全然想定は関係ないみたいなので、この状態が毎年続く可能性も今後出てきそうなので、新しくできる設備には雨水対策をしっかりしていただいて、防災施設としてもしっかりと対応できるようにしていただきたいというのが要望でございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　一問一答です。

防災のことが今植草委員からありましたけれども、直近の大雨でみやこ図書館が被害を受けているということで、この複合施設の周辺はなだらかな傾斜になっているということと、あと、この駐車場から既存のスロープがあってということで、大雨が降った場合には、駐車場では先ほど御答弁があったように110ミリを想定しているということなんですが、スロープの上にも降るということは想定されるので、そういった水が施設の中に入らないのかということも含めて、もし大雨が降った場合に、例えば、土のうなどの備蓄だとか、そういったことも考えられているんでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　生涯学習振興課でございます。

今、先ほど施設の対策については営繕課長から御説明させていただいたところでございますが、土のうのところとかというところまでは、すみません、まだ詳細はこれからというところで、防災部門とも協議しながら、今回の豪雨のこともございましたので、そういった部分も含めて検討していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　想定を超える雨量とかそういったこともありますので、そういったハードは分かりましたけれども、ソフトのところでの対策もぜひやっていただきたいということです。

それと、今度はここにいろいろと施設ができるということで、保育園は整備されておりまして、今後特別養護老人ホームも整備されて、隣には中学校があるということで、それぞれの施設利用というところでの交流という点で何か考えていることがあればお示しいただけますか。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　生涯学習振興課でございます。

まず、公民館のほうでは、施設の外で先ほど広場とか緑道等も整備させていただくという御説明をさせていただきましたが、そういったところで一体的に活用したイベントの開催でございましたり、例えば、公民館のサークルで活動されている方が保育園や特別養護老人ホームのほうに出張に行っていただいて、そういったイベントの開催をしていただくとか、また、図書

館のほうでは、例えば、保育園のほうに出向いていただいて、おはなし会を開催していただくなど、そういった施設利用者の方であったり、あとは地域の交流のようなつながる取組というのを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君）　最後は意見、要望にします。

議案質疑でも最後に触れたんですけれども、今あるところから移動する形になりますので、施設利用の方の利便性を向上させるためのバスルートの検討などもぜひ行っていただきたいということを述べて、終わります。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　一問一答でお願いします。

施設内のバリアフリー構造等について何か特筆すべきことがありましたら。会派の中では、多目的トイレの設置は必須という中で、簡易式ではなく折り畳み式ベッドみたいなものまで必要ではないかというような問いがありましたけれども、いかがでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

こちらの建物につきましては、高齢者も多く利用する、避難所にも指定されている建物ですので、バリアフリー法の最も厳しい基準である誘導基準を満たすとともに、千葉県の福祉のまちづくり条例においても適合を満たした設計としております。高齢者や障害者の方にも配慮した施設となるように計画しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

先ほど駐車場の工事の台数について、地元住民、市民の方の声を生かしたということでしたけれども、今回の審議の中には外構というか、駐車場の工事等についての詳細はどのような状況かというか、関係性について時期等が分かりましたら教えてください。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　生涯学習振興課でございます。

今回の議案で上げさせていただいたのは、あくまで新築の建物の工事ということで上げさせていただいておりまして、駐車場のいわゆる外構工事につきましては別途発注をする予定となっておりまして、予定では令和９年度の中頃から別途工事で発注させていただく予定となっております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

このずれたというか、一体的にやらない理由についても御説明いただけますか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

一部駐車場部分につきまして、仮設のヤードとして建築を行っている間使わせていただく関係上、多少駐車場の工事のほうにつきましては遅れているという形になります。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

また、周囲に先ほども出ていましたけれども、既存施設、保育園など、あと、また新たな設備もあるということで、そういった関係もあるのかと認識しております。安全対策等についての近隣の小学校、保育園などについての対応状況についてはいかがでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　営繕課長。

○営繕課長　営繕課でございます。

工事エリア全体には高さ３メートルの仮囲いを行いまして、明確に区画するとともに、工事車両の出入口につきましては誘導員を配置する計画としています。また、車両につきましては、南側のほうからの搬入等を基本とすることで、保育園ですとか、あと、中学校などへの影響はできる限り抑える計画を考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

これは１点、議案質疑のほうでもお聞きになってはいたんですけれども、入札結果について１者だけということで、このあたりを詳細にもう少し伺いたいんですけれども、状況についてお示しください。

○委員長（石井茂隆君）　契約課長。

○契約課長　契約課でございます。

結果的に入札参加者と応札者が１者だったことについての見解になりますけれども、この工事の公告を出したのがちょうど５月の連休明け、５月11日でございました。その頃の日本国内、世界情勢の中では石油の不足ということでナフサの問題ですとか、建材のほうでも一部入手がしづらいようなものもあったと聞いてございます。その中で、ほかの工事との兼ね合い、そういった類いのものを考えた結果、１者の参加になったのではないかと考えております。

契約課としましては、こちらの工事につきましては市内業者のジョイントを組むことによって十分施工が可能な工事と判断してございます。最大では14ＪＶの参加を想定しましたけれども、ほかの工事の兼ね合いですとか労務費ですとか、材料の高騰あるいは750日間ということで比較的長い工期になっておりますので、そういった類いのことを応札することに対して検討を事業者のほうでした結果、このような結果になったのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　丁寧に御説明いただき、考察いただき、ありがとうございました。理解いたします。

最後に、もともと複合施設、今回は新設ということなんですけれども、新築なんですけれども、以前犢橋のほうでも図書館と公民館ということで同じような複合施設はできていて、その知見などを生かした取組がありましたらお示しください。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　生涯学習振興課でございます。

この前の犢橋のほうにつきましては、いわゆる既存施設というところでやったところでございますので、今回の新設とは対応が違うというところで、それをそのまま生かしたということではないんですけれども、当然公民館はどちらかというと動くというか活動的なところ、図書館というところはどちらかというと比較的静かなところというところで、そういった音のところについての、例えば、入るということで部屋の配置を考えたりとか、そういったところは検討させていただいて、対応したところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　もともと老朽化が進んだ両施設を一体的にして、計画的に地域の要望も反映しながら今回この計画が出たことに関して、市民利便性向上に資するということで大変期待するもので、賛成いたします。安全管理の徹底と近隣への配慮、また、バリアフリーの設計等についても評価したいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　この公民館は避難所となるわけでございますので、市民がいろいろと来ると思うんですよね。また、新しいということで何か工夫したとか、そういうものがあれば教えてください。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　通常時の利用という意味の工夫で申し上げますと、公民館のほうの諸室でいいますと、例えば、今まで稼働率の低かった調理室とか和室はどうしても使用目的が限られてしまうところがございますので、そういったところをいわゆる会議室でも使えるような形にすることで、いろいろな活動に使っていただけるようにするということがまず公民館のほうの稼働の考え方としてございます。

あと、例えば、会議室を隣同士にすることで、いわゆる間仕切りみたいなのを使うことで広く使えたり狭く使えたりとか、そういったところの工夫をしたりとかいうところは対応としてやらせていただいているところでございます。

また、避難所というのは先ほど御説明したとおりでございまして、防災備蓄倉庫をそこに入れたりとか電源のほうを確保できるように努めたりとか、車中泊を想定したりとか、そういったところでの工夫のほうはさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　先ほどかまどベンチと言ったでしょう。これは火を持つの。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　おっしゃるとおり、いわゆるかまどの形になるので、そこで火を使って料理をしたりとかして、そのようなことができたりとか、そういうベンチになります。

以上でございます。

○委員（宇留間又衛門君）　これは若い人はもうしないですよ。植草委員もおりますけれども、

これはキャンプへ行くと分かるんですよ。子供たちは燃やせないんですよ。大人も燃やせないんですよ。かまどをつくったのはいいけれども、できないものをつくってもしようがないんだよ。あなたはかまど、かまどと言うけれども、実際に若い人たちに火をつけていただきたいと。火をつけられないと思うんだよね。

○委員長（石井茂隆君）　火の使い方の質問ですか。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　そうですよ。だって、せっかくつくるんだから、燃やせるのかと。

○委員長（石井茂隆君）　それは何かサークルでも、教えるところがあるのではないですか。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　せっかくつくるんだから、委員長、やらないものをつくってもしようがないじゃない。ほかのものをつくればいいじゃないですか。

○委員長（石井茂隆君）　生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長　すみません、お答えになるのか分からないですが、いわゆる公民館とかも各施設に避難所運営委員会というのを設置しておりまして、多分そういったところでももちろんそういったお話は当然あるかと思いますので、やはり非常時に使えないと意味ないというのはおっしゃるとおりだと思いますので、そういった御意見もあったことも併せて地元の方とか、避難所運営委員会、防災部門にもお伝えさせていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　私たちはそういう時代で育っているからできるけれども、これからの人はできないから。

もう一つは、かねがね言っているのは、公民館も井戸を掘ったらどうですかということなんですよ。私はいつも言っています。48館あるんだから、１つぐらい井戸を掘って、水が一番大事ですから、私はいつも水は大切だと言っています。水があればいろいろできますので、そういうことも一つ入れていただきたいと思いますので、要望しておきます。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　ほかになければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案119号・（仮称）千葉市千城台公民館・若葉図書館複合施設新築工事に係る工事請負契約についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○委員長（石井茂隆君）　賛成全員。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

以上で案件審査を終わります。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

［教育委員会説明員入替え］

教職員の働き方と学校運営の在り方について

○委員長（石井茂隆君）　次に、所管事務調査に移ります。

この年間調査について、委員の皆さんから様々な視点から調査事務の提言をいただきました。今年度は、教育を行う上で最も基準となる人、教師の処遇とか、それから教師に対するマネジメントについて、それから、人事管理について調査することにいたしました。併せて学校にお

ける児童生徒の状況、対応について報告していただきました。

それでは、説明していただきたいと思うんですけれども、これ大分長そうなんですよね。できれば要点というか、そのままずっと読むのではなく、できますか。多少これは前もって配っていただいて、それから、またまとめてもう一回つくっていただいたんですよね。ですから、時間をできればと思っています。できるところだけで結構です。教育総務部長。

○教育総務部長　教育総務部長の西でございます。よろしくお願いいたします。

教職員の働き方と学校運営の在り方につきまして御説明申し上げます。恐れ入ります。着座にて失礼いたします。

説明に入ります前に、直前に資料が差し替えとなりましたことをおわび申し上げます。

それでは、資料の２ページをお願いいたします。

１、教職員を取り巻く現状についてです。

３ページをお願いします。

こちらに学校数と児童生徒数、教員定数の推移を示しております。令和６年度の学校数と児童生徒数の推移を見ていただきますと、この３年については、児童生徒数減少に対しまして、学級数が横ばいまたは増加で推移しております。これは小学校、中学校の一部の学年で段階的に38人学級から35人学級となったことも影響しているものと考えられます。教員定数については、多少増減はあるものの、特に大きな変化は見られないという状況であります。

４ページをお願いいたします。

不登校児童生徒数と不登校率のグラフでございます。令和２年度から増加傾向にありますが、ここ数年は高止まりの傾向にございます。学業や友人関係など学校生活における様々な問題が複雑化、長期化しているといったことなどが要因として考えられます。

また、隣の教職員の１か月以上の病気休暇の取得者数も令和元年度から増加、近年では高止まりの傾向となっております。文科省の調査でも示されておりますけれども、その要因といたしまして、児童生徒への指導に対する悩みですとか職場の人間関係といったものが挙げられております。このように教育現場におきましては、学級人数の少人数化によって、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたよりきめ細かな指導の実現を目指す一方で、困難な環境にある児童生徒及び教職員の増加が大きな課題となっております。

続きまして、５ページの、２、人事考課の仕組み、給与の仕組みについてでございます。

６ページをお願いいたします。

初めに人事考課の仕組みですけれども、人事考課につきましては、こちらに書いてありますとおり、職員の日常における職務行動を具体的に観察、把握し、職務の遂行度や努力度などを分析的に評価し、人事管理に役立てる仕組みであります。その主たる目的は人材の育成にあります。勤務実績や能力等を一定の基準に基づいて判定いたしますけれども、それと併せまして職員に対する指導、助言、職員の能力・適性を踏まえた配置や異動、さらには昇給、昇格などを通じて人材の育成、人材の活用、公正な処遇を図っております。このことによりまして、組織の活性化や学校運営の効率化を目指しているところであります。

７ページをお願いいたします。

人事考課の進め方ですけれども、所定の考課項目ごとに評価を行います人事考課と組織の課題、目標を設定して、その達成に向けた進捗管理を行います目標申告の２つを組み合わせて実

施することとしております。

目標申告ですけれども、こちらに書いてありますとおり、被考課者は目標申告シートというものを年度当初に作成しまして、これを基に年３回、考課者と面接を実施いたします。設定した目標の達成度を確認するとともに、面接時に声かけ等を通じまして職員のモチベーションを高めたり、能力を引き出したりすることで、職員一人一人に応じた効果的な育成指導を実現することを目指しております。

８ページをお願いいたします。

人事考課ですけれども、今申し上げた目標申告の面接と併せまして、被考課者の日頃の業務への取組姿勢、組織への貢献度を評価し、毎年度末に実施いたします。具体的にはこちらで書いてありますとおり、非考課者が人事考課表の各項目について５から１の５段階でまず自己評価を行います。次に、考課者、一次評価者が育成記録書等を参考に人事考課表の各項目について５から１の５段階で絶対評価を行います。最後に、考課者の上位にある調整者、二次評価者が考課書の記載内容を確認し、職名ごとのグループ内で相対評価により調整を行います。

調整に当たっての定年前の管理職の場合の調整結果後の分布率ですが、こちらにつきましては10％、４の分布率は30％と定めております。

続きまして、９ページをお願いいたします。

人事考課の視点として、成績考課、能力考課、行動考課の３つがございまして、成績考課はこちらに書いてありますとおり職務の成果、能力考課につきましては職員指導や人材育成、行動考課についてはチームワークや能力開発といった項目で評価を行っております。

10ページをお願いいたします。

人事考課を効果的に機能させるために、考課者、非考課者の双方が人事考課の役割、目的を正しく理解するということが不可欠であります。こちらに書いてありますとおり、考課者向けに年３回の人事考課者研修、被考課者向けにも表にあるとおり各種研修を実施しているところであります。

11ページをお願いいたします

続きまして、給与の仕組みについてであります。教員の毎月の給与ですけれども、主に給料月額と給料月額の５％に相当する教職調整額、それに加えて地域手当や扶養手当等で構成しております。こちらに書いておりますが、教員の職務は自発性、創造性に期待する面が大きいことなどを考慮すると、その勤務の全てにわたって一般公務員と同様に勤務時間の長短によって機械的に評価することは必ずしも適当ではないことから、教員につきましては、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、12ページを御覧いただきますが、12ページのとおり定めております。

まず、教育職には時間外勤務手当を支給せず、その代わりに教育調整額として給料月額の５％を一律に支給しております。次に、時間外勤務を命ずることができる場合ですけれども、こちらに書いてありますとおり、給特法が例外的に超過勤務を認めている４項目に限定しております。教員に過度の負担がかからないよう適正な勤務条件を確保しております。

なお、教員の処遇改善として、令和８年１月１日から毎年１％ずつ教職調整額を引き上げることとされておりまして、最終的には令和13年、10％まで引き上げる予定となっております。

13ページをお願いいたします。

学校における働き方改革プランについてであります。

14ページにお進みください。

本市では、学校において教職員一人一人が心身の健康を保持し、生き生きと教育活動ができますよう、平成31年１月に教職員の時間外在校等時間の縮減を目標といたします学校における働き方改革プランを策定し、様々な取組を進めております。国におきましては、先ほど御説明しました超過４項目以外の業務を行う時間を含めまして、教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握できる時間を在校等時間として勤務時間管理の対象としています。

本市におきましても、教育委員会規則によりまして、令和２年４月に在校等時間の上限を１か月45時間、１年間360時間とするため、業務量の適切な管理を行うものと定めております。これまで超過勤務を示す在校等時間としてきたものは、実際には在校している時間から本来の勤務時間であります７時間45分を減じたものになりますので、本市では時間外在校等時間と表現しております。

15ページをお願いいたします。

時間外在校等時間の職種別対象者数を示しております。御覧のとおりとなっております。

16ページをお願いいたします。

次に、校種別の１か月当たりの平均時間外在校等時間であります。御覧のとおり、令和元年度から令和７年度にかけて減少傾向にございますけれども、特に令和２年度につきましては新型コロナ感染症対策として休校期間が設けられており、それ以降も部活動や各種行事について中止や縮小の影響が考えられることから、これが全て働き方改革の効果かということについては必ずしも言い切れない状況ではありましたが、令和５年５月の新型コロナの２類から５類への移行以後も時間外在校等時間の減少傾向が続いております。直近の令和６年度から令和７年度につきましては、１時間36分の削減となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

学校における働き方改革プランの目標達成度のうち、時間外在校等時間の平均が１か月45時間を超えない学校の割合についてであります。令和７年度につきましては、全校種で初めて90％を超えました。中学校においても大きく改善しております。

18ページをお願いいたします。

次に、時間外在校等時間が１か月80時間を超える教職員の割合ですけれども、令和７年度で全校種２％となっております。数値につきましては、御覧のとおり改善傾向でありまして、一定の成果は上げられておりますけれども、最終目標はゼロ％ということでありますので、さらなる改善に努めてまいりたいと考えております。

19ページをお願いいたします。

改めまして、働き方改革プランの目標についてまとめております。令和９年度までの数値目標ですが、計画期間の３年間で時間外在校等時間の月平均が45時間を超えない学校の割合が毎年度４ポイントずつ増加するよう継続して取り組み、将来的には全ての学校で月平均45時間を超えないということを目指しております。また、時間外在校等時間が月平均80時間を超えている教職員の割合を毎年度１ポイントずつ低減させ、将来的にはゼロとすることを目指します。

さらに、教職員のストレスチェックによる総合健康リスクにつきまして、全国平均より良好

な状況、全国平均を100としますと、それよりも低い数値になりますけれども、こちらを維持することを目標としております。

20ページをお願いいたします。

今申し上げた数値目標、プランの目標を達成するため、本プランでは教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、生き生きと教育活動が行えるようにすることを目標に、５つの実行プログラムを定めております。

こちらは20、21ページと続けて紹介しておりますけれども、まず、１つ目に業務の精査といたしまして、ＩＣＴや専門スタッフの活用等による業務の効率化や業務の精選を行ってまいります。２つ目に外部人材の活用といたしまして、配置の最適化、専門スタッフの配置、学校支援地域本部事業の拡充等を進めております。

21ページには、３つ目に負担軽減、業務の効率化といたしまして、学校行事の精選、見直し、部活動の地域展開等を進めることとしております。４つ目に働く環境の改善として、メンタルヘルス対策、休暇、休業の取得の促進等を行ってまいります。５つ目に意識改革として、保護者や地域への啓発、好事例の発信等を行っております。このような５つの柱を基に教職員一人一人の意識改革を図りつつ、学校、家庭、地域、行政の４者で働き方改革に取り組むこととしております。

22ページをお願いいたします。

主な取組といたしまして、専門スタッフ等の配置状況をまとめております。様々な専門スタッフがおりますけれども、スクールサポートスタッフや専科指導のための非常勤講師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等々の様々な人材を効果的に配置し、学校を１つのチームとして、教職員の負担軽減につなげていけるよう取組を進めております。

23ページをお願いいたします。

専門スタッフの活用事例といたしまして、まず、不登校児童生徒の支援について例示させていただいております。不登校は本人の状況、それから、家庭環境、友人関係、学習面の課題など様々な要因が複雑に絡み合って生じておりますため、一人一人の状況に応じた丁寧な支援が求められております。

左側の図ですけれども、令和４年度に本市の生徒指導調査研究委員会報告書で示された小さな成長の一歩を踏み出すための支援の考え方を示しております。不登校児童生徒への支援におきましては、児童生徒に寄り添いながら状況、背景を見立て、目標設定、支援、振り返り、見直しのサイクルを繰り返します。このような支援を進めるためには、学校では校内支援会議、ケース会議等を開催し、教職員以外にもスクールカウンセラー等が情報共有を行いながら支援方針を検討しているところであります。

また、保護者との連携に加えまして、ステップルームでの支援、それから、ライトポートなど関係機関とも連携しながら継続的な支援を行っているところであります。

24ページをお願いいたします。

続きまして、いじめへの対応について例示しております。いじめは決して許されないことであり、いじめはどの子供にもどの学校にも起こり得るという基本認識の下、本市ではいじめ対応マニュアルを策定し、各学校においていじめの未然防止、早期発見に努めております。

いじめが発見された場合には、教職員は通常の業務、授業や校務に加えまして、迅速かつ組

織的な対応を行うことになります。いじめ問題対策委員会を中核として、事実確認や情報収集、対象児童生徒への支援、関係した児童生徒への指導、保護者対応、関係機関等の連携等々を行っておりまして、校内の教職員のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職も参加して行っております。多様な課題を抱える学校現場におきまして、教職員を支援する役割を担っておりますこうした専門スタッフの存在が教職員の働き方改革にも大きく貢献するものであると考えております。

25ページをお願いいたします。

令和８年度における主要施策といたしまして、各学校が目標を設定した取組内容をお示ししておりますが、全体で最も多かった取組項目は、会議や打合せを第３次キャビネット端末、あるいはギガタブ等を活用いたしまして実施するペーパーレス化となっております。

26ページをお願いいたします。

続きまして、教職員のストレスチェックの結果であります。こちらの数値は、健康リスク値で厚生労働省の健康プログラムにおきまして、組織の中でストレスによる健康問題が発生するリスクを推定した数値となります。先ほど申し上げたとおり全国平均を100といたしまして、それを上回ればそれだけリスクが高くなり、120を超えると実際に健康問題が顕在化してくる可能性が高いとされております。

本市の場合、年度ごとの多少のばらつきはありますが、令和７年度は小学校で80となるなど、全校種において全国平均と比較して100より小さい値、良好な状況を維持しているところであります。

27ページをお願いいたします。

次に、教職員向けアンケートであります。これまでの取組の効果、業務の実態把握、次期プランへの取組項目等につきまして、意識調査を目的として学校における働き方改革に関するアンケート調査を継続的に実施しております。

28ページをお願いいたします。

回答結果の概要ですけれども、仕事のやりがいにつきましては、令和７年度で全体の87％が、とても感じている、感じている、やや感じていると回答しております。

29ページをお願いいたします。

超過勤務時間についてですが、１月当たりの超過勤務が80時間超、80時間を超えていると回答した割合が12％に減少しておりますけれども、超過勤務時間が増えた、あるいは変わらないと回答した割合が合わせて74％となっております。

30ページをお願いいたします。

見直しが必要だと感じている割合が多かった項目ですけれども、業務、行事の見直しが96％で最も多くなりました。

なお、現プランにおける業務、行事の見直しの考え方ですけれども、こちらに書いてありますとおり、ＩＣＴや専門スタッフ等を活用して業務の効率化を強力に進めるとともに、学校行事につきましては、コロナ禍を契機とした新たな取組を継続するなど、教職員の時間外在校等時間が月平均45時間を超えない範囲で実施可能なものとなるよう、見直しを行っていくこととしております。

31ページをお願いいたします。

見直しが必要だと感じる業務等についてですが、それぞれの項目につきまして御覧のとおりの結果となっております。

32ページをお願いいたします。

見直しを進めてほしい行事ですが、32ページの小学校におきましては、ともしび・本だなや各種大会が上位となっております。ともしび・本だなにつきましては、両者を合冊とするほか、読書感想文の掲載点数を令和６年度から県読書感想文コンクールへの出品作品のみとするとともに、各校からの出品を任意とすることで図書主任の作品構成に係る業務時間、出張件数を削減しております。

各種大会につきましては、小学校各種体育大会検討委員会を設立し、大会の在り方や練習時間以外の時間の見直し、子供たちの教育効果につきまして引き続き協議をし、今後も教職員の業務削減を視野に入れつつ、絶えず各行事の見直しを進めることとしております。

33ページをお願いいたします。

中学校におきましては、宿泊行事や総体、各種コンクールが上位となっております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

部活動の指導についてですけれども、意欲的に携わっている教員も一定数見られますが、逆に負担を感じている状況もうかがえます。

○委員長（石井茂隆君）　御覧のとおりでもいいですよ。教育総務部長。

○教育総務部長　いいですか。御覧のとおりとなっております。

本市では、部活動の教育的意義を将来にわたって継承し、子供たちの活動環境を安定的に確保するため、まずは休日の活動から地域クラブとして活動することを目指し、実証事業や地域展開推進協議会の開催等を通じて検討を行っております。

35ページをお願いします。

負担軽減につながった取組です。上位にはスクールサポートスタッフ等の配置等が入っております。小学校では専科教員、専科指導のための非常勤講師の配置、中学校では部活動ガイドラインの設定等が入っております。

36ページをお願いいたします。

専門スタッフにより負担が軽減した業務についてですが、印刷や製本、配布物の仕分けが突出して上位となっております。スクールサポートスタッフの全校配置が効いているのかと考えております。

37ページをお願いいたします。

配置を希望するスタッフについてですけれども、やはり小学校、中学校ともにスクールサポートスタッフが上位に入っております。小学校では、専科非常勤講師等、中学校ではステップルームティーチャー等が上位に入っております。

小学校では、教科担任制を導入する上で、より専門的な教科指導のためのスタッフを希望する傾向があります。中学校では、部活動指導を負担に感じている職員も一定数おり、こうした回答につながっているものと考えられます。

38ページをお願いいたします。

児童生徒に向き合う時間の確保についてですが、十分確保できた、確保できたとの回答が小学校で５割に達したものの、中学校や高校、特殊支援学校では５割に届かない結果となってお

ります。教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、より質の高い教育を実現することはプランの大きな目的になりますので、こうした取組を今後も着実に進めていく必要があると考えております。

39ページの４、現プランの計画期間における主な取組につきまして、40、41ページにまとめております。

先ほど申し上げましたとおり、５つの柱、実行プログラムに基づき各種取組を推進しております。近年導入が進んでおります生成ＡＩにつきましても、教科書主任研修会における資料の電子化等々で活用に向けた検討を行っているところであります。

42ページをお願いします

５、今後の対応方針についてでありますけれども、43ページにありますとおり、国におきまして新たな改正給特法の中で業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられました。これにつきましては、本市の今策定しております働き方改革プランをこちらの業務量管理・健康確保措置実施計画に位置づけることといたしまして、今後取組を進めてまいりたいと考えております。

44ページをお願いいたします。

時間外在校等時間の削減に向けた取組ですけれども、教育委員会では、教育委員会内に働き方改革推進会議、チーム学校推進委員会等の会議体を設けまして、効果的な取組の検討等を行っております。また、引き続き各学校へのアンケート調査によりまして、取組の効果検証、課題把握を行ってまいります。

なお、国におきましては、学校と教師の業務の３分類ということで、必ずしも教師が担う必要のない業務等を事務職員を中心に実施するということにしております。本市では、教職員、事務職員、学校栄養職員、それから、技能労務職等も含めた全ての職員、教職員をチーム学校として位置づけておりますので、こうした対応につきましては、他の政令市の動向も参考にしながら今後検討を進めていきたいと考えております。

45ページをお願いいたします。

第３次学校教育推進計画における施策の方針と成果指標につきましても、こちらに書いてありますとおり、令和９年度までに勤務時間を除く在校等時間の月平均が45時間を超えない教職員の割合を100％にすることを掲げております。

46ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、令和９年度までに勤務時間を除く在校等時間が月平均45時間を超えない学校の割合を86％までに引き上げるということを目標としておりまして、直近の令和７年度実績では91％ということで、もう既に目標を達成しているという状況であります。

47ページにありますとおり、今後プランが最終目標として掲げている全ての学校で時間外在校等時間の月平均45時間を超えないことを令和９年度までの目標として、引き続き取組を進めてまいります。

48ページにつきましては、国の中央教育審議会の資料となります。参考までに御覧いただきたいと思います。

また、49ページ以降は他の自治体の取組事例をまとめておりますので、こちらにつきましても参考に御覧いただければと存じます。

私からの説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（石井茂隆君）　ありがとうございました。

これで、15ページに時間外在校等時間の職種別対象者数とありますよね。下のほうに、栄養職員と事務職員、用務員は通常の残業対象者ですね。５％と今なっているんですが、５％ではないということですよね。45ページの一番下の栄養職員、事務職員、用務員、これは通常の残業職員ということです。

それから、私はこれでもう一つ、よく計画とかなどについてはＰＤＣＡといいますか、プラン、ドゥ、チェックとかとありますよね。これについては後でいいですから、教えていただきたいと思います。これをやる場合はぜひ必要なことだし、どういう責任を持ってやるかというようなことは非常に必要なことであって、誰か質問が出るかもしれないけれども、これは非常に必要なことで、委員長としてお願いしたいと思います。

それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　一問一答です。

４ページの病気休暇の件ですけれども、民間では一定の期間において、中小企業だったら３か月から６か月、それから、大企業、公務員は１年から３年ということで、その時点で難しければ辞めていただくとか、そういうことがあるわけでございますが、就業規則においてこれがどうなっているのか、それから、期間中の給与についてお伺いしたい。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　教育給与課長。

○教育給与課長　教育給与課長でございます。

病気休暇の規定上は90日間取得可能ということで、その間は有給でございます。90日を超えてなお療養が必要な場合、最大３年間まで分限の休職処分ということなりますけれども、身分は保持されると。分限の３年間につきましては、最初の１年間が８割の給与、２年目以降が無給ということになります。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　そうすると、かなり千葉市は手厚いというよりも、最大限のことをやってしまっているということですよね。公務員とか大企業においても１年から３年と言われているものを、３年までしっかりやった上に給料まで払っているという認識でいいんですね。

○委員長（石井茂隆君）　１年目は８割、２年目、３年目はゼロです。松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　最大限配慮してしまっているということでいいですねという話です。

○委員長（石井茂隆君）　給与課長。

○教育給与課長　教育給与課でございます。

他の自治体、あるいは国家公務員と同様で、病気休暇については90日、休職については最大３年となっているという認識でおります。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　そういう意味では、しっかりともう対策しているので、あまりこの病気休暇の人数が多いというのも何なのか、もう一回そこは検証しなくてはいけないところかと

思いますし、最大限のことをやっているんだったら、これ以上やりようがないので、どうにもならないんですけれども、そこら辺の考察が必要かということを思いました。

それから、18ページですが、月80時間を超える残業の教員は、何か確実に問題がありますよね。なおかつ組織的問題もあると思うんですよ。ですから、これも考察が必要で、もう一度考え直さないと、多分ずっとこの80時間というのは続いてしまうと思うので、そこら辺の問題意識を持って、少なからず普通に働いていてこれはないので、何かしら組織的な問題があって人に触れないとか、何かしら問題があるからこういうことが起きてしまうと思うので、その点はしっかり考えていただければと思いまして、そこはちゃんとチェックすべき点だと思いました。

それから、23ページ、24ページの、不登校、いじめの問題でありますけれども、いじめは今どのぐらいの件数がありますか。

○委員長（石井茂隆君）　答弁願います。これはいじめがあったら対策会議を開くんですよね。いじめがないということは、対策本部を開かないと。そうすると、会議があるかどうかによってどのぐらいかということは分かるのではないですか。教育支援課長。

○教育支援課長　教育支援課でございます。

いじめの認知件数につきましては、小中で3,168件ということになっております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　分かりました。

今までの話の中でいじめはないということが結構あったんですけれども、実際は3,000件以上あるということで、認知件数がこれだけあるということでございます。不登校になる理由として、やはり勉強が追いついていかないとか、いじめがあるとか、人間関係がうまくいかないとか、そういうことがあると思いますけれども、まず、隠れていることがかなり多いと思います。多分認知件数以上に隠れている、そして、教員もそれを把握していながら表に出せないというのもなかなかあるのではないか。どのレベルでいじめなのかというのも大変難しいところだと思いますので、隠しているわけではなくても隠してしまうというか、隠れてしまうというような現状をどう把握していくのかというのが重要で、また、その点も１回考察してもらって、考えてもらって、その後にどうするのかということをしっかり対策していただきたいと思ったところです。

それから、32ページの負担になっている事業に卒業式、入学式、体育祭とかが入っているんですけれども、これは職員というか、教員としてどうなのかというところもあって、これを入れられてしまうと、そもそも彼らは何をしているのかという部分にも入ってしまいますので、その点については、こういうアンケート調査結果の中でこういう部分はちゃんと問題意識として持っていくべきかと思っているので、そこら辺は指摘させていただきたいと思います。

それから、負担になる仕事内容の中に、ネットでは労働組合の加入で、労働組合が行っている集会とか動員とかアンケートとか、こういうのも負担になるというのがあるんですけれども、ここには１つも出てこないんですね。そういう意味で、そういうところに関してはどういうアンケート調査で、消えてしまっているのかどうなのかというのを１回教えていただきたいと思います。

それで、労働組合の問題点については、やはり組合として求めること、それから、個人で求

めているものがあまりにも違い過ぎて、そこにプレッシャーを感じて、かなりメンタル的にやられているという人たちも出てきているので、その点についても１回考えていただきたいという指摘でございます。

最後になります。多分全ての場合において、マルチタスクでいろいろな仕事ができる人と、それが不得意でできない人で全くこの意識も変わってくるし、評価制度も変わってくるんだろうと思っております。仕事ができる人は多分残業もしなくても、教員という仕事が楽しくて、残業しなくてもうまくいっていると思います。ただ、それについてあまり仕事がうまく回せない人がそこに負担を感じていると思うので、要するに仕事ができる人は自分で効率化も図れますし、そこはうまく回ると思うんです。ただ、そこを組織的にサポートしていかないと、仕事のできない人はずっとできないわけであって、その点が１つの課題かと思っていますし、やはり評価制度の中でもう少し仕事ができる人を評価してあげる制度設計をしていかないと、本当にいい人材が潰れていったり、いい人材が流出していって辞めていってしまうということが出てくるので、そういう部分についてもしっかりとした教員の評価制度が必要だと思いますし、どうしても仕事があまり得意ではない、マルチタスクで仕事ができない人については、組織的サポートをしていかない限り、いつまでたっても仕事量が多いということになっていってしまうと思いますので、根っこにあるところはそういうところで、誰しも共通で仕事ができるわけではございませんので、我々もそうですし、社会に出てもみんなそうですよね。マルチタスクでできる人と、そうではなくて、決められた仕事しかできないという人もいるので、やはり適材適所というのもあると思うので、そこら辺はうまく考えていただければと思います。

以上でございまして、何か御意見があればください。

○委員長（石井茂隆君）　さっきいじめの関係で3,168件と言ったんだけれども、それは人数ですか。件数ではなくて人数ですね。

それから、マルチタスクとかとあったけれども、これに対して御意見はありますか。考課者関係ですよね。それに対して提言という話があったんだけれども、それに対して御意見がありますか。学校教育部長。

○学校教育部長　学校教育部でございます。

本当に的確な御指摘をいただいたと認識しております。先ほど委員の中に行事が負担というところがどうかという御発言があって、確かに今回でいうと、提示している資料の中に、見直してほしいがかなり多かったんですけれども、ただ、なくせばいいと現場も捉えているわけではないということについてはお伝えしたいと思いますし、私たちとしても行事には価値があると思っていますから、なくすのが是とは思っていないので、教育効果、それから、負担感、それを併せ持って考えていくということは千葉市としてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井茂隆君）　松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　１つだけ折り返しをもらいたかったのは、80時間を超えているものというのは、何かしら組織的、個人的な問題があると思うんだけれども、その点についてはどうですか。

○委員長（石井茂隆君）　その80時間について、どう把握しているのか。教育職員課長。

○教育職員課長　教育職員課でございます。

御指摘どうもありがとうございます。80時間を超えている方は２％おりますので、5,000人が調査対象者ですから、おおよそ100名ということになります。やはり多いのは、教頭先生方が多いという実態はありますので、何でもかんでも教頭先生に仕事が回っているという問題も中にはあったのではないかと考えています。

また、教員の中でも確かに多い方もいらっしゃいます。いろいろな事情があって多くなっているかと思いますので、御指摘がありましたように、やはり組織的に対応できるものについてはきちんと組織で対応できるよう、また、これからこちらからも働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（石井茂隆君）　80時間ということが前提になってしまって、国のほうでは30時間という話が、先々の目標として出ていますよね。千葉市もそうやっていきたいというようなことも出ている。だから、80時間は前提でも何でもないんですよね。その辺で時間に対する考察とか内容とかについて、そういう意見だと思いますから。そういうことで理解して、今後の対応をしていただきたいということだと思います。

ほかにございますか。大平委員。

○委員（大平真弘君）　一問一答でお願いします。

５ページからの、人事考課の仕組み、給料の仕組みのところですけれども、この考課の仕組みを見ると、１次評価があって、２次評価があるというような縦、縦の軸の評価になっているという認識ですけれども、例えば、360度評価みたいな形の、全体の働いている方々、皆さんで評価するような、そのような取組とかは検討されましたでしょうか。

○委員長（石井茂隆君）　これは考課者じゃなくて、職員同士が評価するという意味ですか。それとも、通常は考課者が考課して。大平委員。

○委員（大平真弘君）　現在一般的に民間で行われているような360度評価という意味合いで大丈夫です。それは、要は年度とかにかかわらず、部下でも上からでも360度という形です。

○委員長（石井茂隆君）　部下が上司を評価するというような、そういうことですか。大平委員。

○委員（大平真弘君）　そうです。

○委員長（石井茂隆君）　教育委員会ではどういう評価の仕方をしますか。通常は上から下というか、部下を評価しているんだけれども、その辺について。教育職員課長。

○教育職員課長　教育職員課でございます。

今現在行っていますのは、こちらの人事考課のほうを行っておりまして、これはもちろん市長部局、行政のほうと同じような形で実施しているところなんですけれども、部下が上司を評価する等々について何かシステムがあるかと言われますと、今現在は特にそういうシステム等はありませんので、また別のところでいろいろな形でやっていきたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　教育総務部長。

○教育総務部長　教育総務部、西でございます。

補足しますけれども、厳密な人事考課制度の中での仕組みではないんですけれども、部下が所属長を評価する所属長評価という仕組みは一応あるにはあります。ただ、それは１から５まで成績をつけるということでは全然なくて、こういうところがいいとか、こういうところを見

直してほしいとか、そういった類いの、評価というかアンケートみたいなものは今行っております。それがもしかすると部下から上司に対する評価的な視点での取組の一つとして位置づけられるかとは思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　大平委員。

○委員（大平真弘君）　アンケートとかだと、若手としてはあまり関係ないかと。評価に関係ないのであれば、やる気だとかモチベーションアップにつながるとは考えにくいとまず思いました。

この１次評価、２次評価は、私も新卒で入った15年前ぐらいはこれが当たり前だったと思うんですけれども、私も前職、前々職で、現在は外資系とかもそうですけれども、やはり直近で、ボトムアップで管理職を評価するというのは当たり前に行われてきているものだと把握しているんですね。この評価制度のみだと、若手のモチベーション維持の部分、これは職員がなかなか定着しないだとか、採用が難しいだとか、お給料が上がらないだとか、いろいろな課題がある中で、評価制度というのは、昔ながらの形ではなくても何かしら考えなければいけないのではないかというのをまず感じました。なので、360度評価みたいな形のボトムアップ型も検討してほしいと思います。

あと、この評価だと相対評価によりグループ内の調整を行うと書いてありますけれども、これを見て思ったのは、グループの差異の優越はどのように評価するんですか。

○委員長（石井茂隆君）　今の話はグループによって、いい評価を受けるのと受けないのがあるかどうかという質問ですか。大平委員。

○委員（大平真弘君）　グループによって、すごく周りから見て、いい働き、いい仕事をしているというグループと、なかなか仕事上どうなのかというグループというのはやはり分かれると思うんですよ。ただ、その中でいいグループと悪いグループと、グループの中での相対のああいった評価だと、物すごく優れているけれども、グループでみんな優れていたら評価は低くなっていまいますよね。これはどう差異をつけていますか。

○委員長（石井茂隆君）　教育職員課長。

○教育職員課長　教育職員課です。

まず、１つ目にありました360度評価、ボトムアップのことにつきまして、今現在、それに取り組んでいるということはありませんので、また今後の課題になろうかとは思っておりますが、今すぐできるとはなかなか考えられないところでございます。

また、グループ間での差異につきまして、学校現場で考えれば、それこそ学校ごとの評価ということにもなろうかとは思うんですけれども、評価者につきましては、きちんと研修等を行いまして、同じような評価ができるようにということもやっておりますし、また、被評価者につきましても、研修等を行いながら、その制度について理解を深めていくということで対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　大平委員。

○委員（大平真弘君）　難しい問題だと思うんですけれども、ここに書かれたとおり自発性とか創造性を評価する包括的評価と言っているのであれば、それは評価者の裁量が大きくなって

しまう評価はどうなんでしょうかと私は思うんですね。となると、やはり若手だとか多くの人がもう少し頑張ったら評価されやすいだとか、正当に評価されやすい人事考課制度というのは考えるべきだと思うんですよね。これは結構もっと評価基準というのは今たくさんあるので、それは、例えば、いろいろな民間であったりでもいいですし、いいものを取り入れていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　これに対して何か御意見がありますか。教育職員課長。

○教育職員課長　教育職員課でございます。

御意見ありがとうございます。すぐ変えられるかどうかというのはなかなか難しいところですが、いろいろなものを参考にさせていただきながら、今後は検討を続けていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　難しいでしょうね。というのは、学校の中で甲乙をつけるということ、それから、教育委員会の課によっても成績を上げるところもあるだろうし、成績を上げたところは、そこに５段階式でやると、いいところにいた人は成績がよくてもうまくいかないとか、でも、正式にしてしまえば、それで表示したらそういうことは出てきますよね。正式に必ず１をつけなければいけないとなると、これはそこに行くと、かえって優秀な人は悪くなってしまう、そういう問題もあるから相対評価というのが出てくるんだろうけれども、そこでいろいろな疑問も出てくるということで、やはりいろいろな検討というか、人のことについてはすごく一番大切なものだから、やはり処遇という面では非常に検討していく必要があるのではないでしょうか。そのような感じがします。今、人事のことが２つ続いて出ましたから、評価について出ましたから。

ほかにございますか。渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　一問一答でお願いします。

最初のまず給特法で今５％から少しずつ引き上げられて10％に行くという状況の中で、業務改善して先生たちは一生懸命時間を減らしていくという状況なんですけれども、実際業務の中で時間外の在籍になる勤務として認められている超勤４項目というのがあると思うんですけれども、それ以外の項目、超勤４項目は校外学習その他、修学旅行その他の行事の業務、職員会議の業務、非常事態と、この４つしかないんですけれども、実態としては時間外に在籍する理由というのは、生徒指導だったり、校務分掌のことだったりとか、保護者対応とか、授業の準備だったりとかいうのが実態ではないかという認識についてお考えを聞きたいのと、そもそもこの数％を載せることで、やりがい搾取ではないですけれども、やはり国も上げてくれてはいますけれども、それでも抜本的見直しにはなっていないと。この業務を認めていくところとかについてのお考えを伺います。

業務が本当は時間外在籍としてやってはいけないと言っているけれども、やっているわけなので。５％で収まって、10％で収まっているかというところも含めてお考えを伺います。

○委員長（石井茂隆君）　４項目は残業として認めるけれども、５％の中に全部入ってしまっているんですよね、これは５％で収まって、行く行くは10％に国のほうですると。業務の内容が通常の残業、会社がやっている残業とかとは性質が違うということで、５％の中でやってい

るということですね。全国的にやっているんですよね。労働単価の通常の残業の２割分増しの計算とは違うやり方をしているんですよね。それに対しての設問です。教育職員課長。

○教育職員課長　教育職員課でございます。

御指摘がありましたとおり、こちらは超勤４項目だけがそれぞれ学校に残っている時間というわけではもちろんありません。どちらかといえば、この超勤４項目に関わる部分は相当少ないだろうと。実際に宿泊行事があったり、そういうことがあったときにはもちろんこれに関係しますけれども、職員会議が毎回延びて何をするというわけではないですので、ただ、この４項目の中で言えば、例えば、非常編成、または児童、生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合、これは生徒指導等の対応がやはりここに当たるかとは思うんですけれども、これについてはきちんとこの超勤４項目の中で対応しております。ただ、そればかりではございませんので、御指摘がありましたように、例えば、教材研究からあしたの授業の準備等々もありますし、校務分掌の自分がやらねばいけない様々な仕事等もありますので、そういうものも多く時間をかけているという実態があるということは承知しております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

だから、実態に見合った調整額を段階的に引き上げるけれども、それでもまだ足りないというような実態はやはり国には求めていくべきではないかと思いました。

あと、皆さんが言っている評価の部分について、私も実際教員の方からいろいろ聞いて、頑張った人がちゃんとお金をもらえるような制度ではないと。もう頭打ちで、忙しい人たちはみんな忙しいので、先ほど校長でしたか、どこかの部分だけ10％と30％と聞きましたけれども、では一般の職員はどうなのかとか、その評価の仕組みについては先ほど大平委員も言ったように見直しは本来必要ではないかと思いました。ここは意見だけです。

それとあと、45時間で収まっていないのが、小学校はほぼ大分収まってきたんですが、中学校の部分は部活動を理由によく言われますけれども、そもそも部活動だけがなければ、何か安易に部活動だからと言って、そこを対策していくことで何となく集約しているような気がしますけれども、それ以外にも原因があるのではないかと思うんですが、そのあたりをどのように考えていらっしゃるか、伺いたいです。

○委員長（石井茂隆君）　教育職員課長ですか。

○教育職員課長　教育職員課です。ありがとうございます。

もちろん部活動も関係しているとは思いますけれども、生徒指導もありますし、いろいろな子供間のトラブルですとか、小学校は全くないというわけではもちろんないんですけれども、中学になって増えてきているという現状等もありますので、どうしても中学校で時間が長くなっているというのがあります。ここについてもやはり80時間超えの先ほどの御意見もありましたが、非常に多くなっているというのは中学校が多いという現状もございますので、そちらの組織的に対応できるものにつきましては、また組織等でも考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

先ほどの80時間超えが100人ぐらいいる中で教頭が多いということでしたが、これもやはり中学校なのか、そのあたりの分析がよく見えなかったので、もし詳しく分かるようであれば、今後分析をさらに進めていく必要があるのかと考えます。

そして、その中で教頭管理職の苛酷な労働環境というのが浮き彫りになっていますけれども、対策をされていて、支援員を増やしていったりとかされていますが、見ると、これは教頭が忙しいからマネジメント支援員を入れますということで、６人に増員することが今後の方針という、これは焼け石に水な気がして、すごく効果はあると思うんですけれども、今後の方針などありましたら、見通しとか、もっと増やすとか、業務を減らすほうが先なのかとか、見通しを教えてください。

○委員長（石井茂隆君）　教育職員課長。

○教育職員課長　教育職員課でございます。

教頭マネジメントスタッフにつきましては、非常に効果があるという御意見等もいただいておりますので、今現在６名で、２人から始まりまして、２人、４人、６人とだんだん増えてきたところなので、このまま増やしていきたいと切に願っているところではあるのですが、何分、今後財政との協議等も始まりますので、その辺もしっかり検討していきながら、増やしていけるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

あと、行事の見直しについて私も１回取り上げたことがあって、やめろと言っているわけではなく、取捨選択をきちんとして、あと、式などはきちんとやるべきですけれども、それまでの過剰な準備とかが負担ということかと思っていますので、当日しっかりやるというのは必要だと私自身は思っていますので、その辺の線引きももちろん先生たちも分かっていると思うので、コロナ禍で少し削減して、純粋に必要な部分にしていくというのは必要と思います。

あと、今回この資料の働き方改革の中に含まれないけれども、実は時間削減になっていくだろうというところにおいて、千葉市のこの中だと20ページに定期テストの採点時間の確保というようなことが働き方改革の中にはあるんですけれども、そもそも他都市ではこの定期テスト自体を見直すような動きもあります。教科内というか、単元の中でテストを細かくやっていって、まとめたテストをする必要があるのかといった視点などがありますが、その辺についてのお考えと、小学校などでも今教科担任制が進みつつあると。１教科、自分の教科だけ１週間分きちんと用意すれば授業準備などが楽になるということで小学校の中でも教科担任制などが進んできて、先生たちの授業準備の時間が短縮されるというような制度がありますけれども、それについて千葉市での進捗状況があればお示しください。

○委員長（石井茂隆君）　学校教育部長。

○学校教育部長　学校教育部です。

テストのほうの答弁になります。テストは評価の在り方の一部でして、基本的には学校長が学校の子供たちをどう伸ばすか、どのように評価するか、どのような内容でどういう時期にやるかというのは学校長の裁量と捉えています。ただし、今おっしゃるような形で、期末ですとか中間とかにまとめてではなく、単元ごとにというショートスパンでやるような学校も見られ

ております。

あともう一つ、現在学校の授業の時間などを少し調節できるような制度になってきまして、それを研究しながら、どうやったら子供たちに向き合う時間をさらにつくっていけるかというような研究も進めておりますので、そのようなことも合わせながら働き方改革と適切な評価を両立させていくような形で考えていきたいと思っております。

○委員長（石井茂隆君）　教育職員課長。

○教育職員課長　教育職員課でございます。

先ほど御指摘がありました小学校における教科担任制につきましては、やはり千葉市でも力強く取り組んでいきたいと思っております。ただ、どうしてもやはり大規模の学校が中心になってしまいまして、時数等の関係もありますので、大規模の学校から中心に入れていくとなると、中規模、小規模の学校も増えている中で、なかなかその対応ができないというところもございますので、例えば、非常勤の方を雇用しながら、配置しながら、全部の学校で一部教科担任制等ができるようにこれからも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　ありがとうございます。

定期テストの状況は各学校において取組ができてくるし、柔軟な授業体系なども今後時数とかも変えていけるような仕組みを使っていらっしゃると聞いていますので、そこは検証の上で、ただ、これを学校任せでいくと、やはり学校ごとに変わるとまた全然違ったということになり得るので、状況を見てですけれども、やはり教育委員会としての一斉というか、ある程度本当に先生たちの業務が減るとか、そこにおいて子供たちの成績が変わらないとか、いろいろ見えてきた場合には方向を示すべきかと思います。

教科担任制については、やはり好事例があるということで進めている部分がある、一部の学校では進めてくださっているとお聞きしていますが、やはり学校ごとの差が出てきているので、これが一番よいというわけではなく、学校に応じた削減の仕方の一つ、先生たちの業務削減の一つになるかと考えます。

あとは、全国的には成績表の通知表の所見が結構難しいのを簡略化していくとか、回数を減らすというような内容もありますけれども、このあたりについて、自治体全体で取り組んでいる政令市などもあるようなんですが、ここを簡略化したとか、何か実態があったり、今後方向性があればお示しください。

○委員長（石井茂隆君）　学校教育部長。

○学校教育部長　先ほどと同じで、評価につきましては学校長が自分の学校をどうしていくかというところの裁量がありますので、私どもが一律にどうしろというものではないと捉えています。

傾向と現状ですが、校長会で連絡を取り合いながら、前期の評価を簡略化することなどを取り入れている学校が多いと聞いております。

○委員長（石井茂隆君）　渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　了解しました。

教頭の増員など私たちも要望していかなければいけないと思いつつ、みんなで先生たちの働

き方が充実しつつ楽になるように取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　伊藤委員。

○委員（伊藤康平君）　一問一答で、何もしゃべらないで会派として行くわけにいかないので、少しだけお話をさせていただければと思います。

内容につきましては、丁寧な御説明をいただいたと思っております。先ほど来より人事考課に対するお話が非常に多かったと思いますけれども、決して我々は今千葉市が取り組んでいる内容に対して、要は何かが悪くて、何か問題があるから改善してくださいということで多分これを所管事務調査にしているわけではないんだと思うんです。それは私だけが思っているかもしれませんが、よくしていくためにどうすればいいかという内容だと思うので、その中で30ページに要は現場で働いている皆さんが必要だと感じているものをどう提供してあげられるのかということをまずしっかりやっていく必要があるのではないかと私は思います。ただ、やはりそこをしっかりやっていくべきだと思いますし、それに対してどうやって予算をつけていくのかというところがまずポイントになってくるかと感じました。

一方で現場を見ると、お子さんの視点で見てみると、例えば、とある特別支援学級を見ると、特別支援級に通うお子さんが増えたことによって、要は実際、先生自身が全てのお子さんに手が回らなくなってしまって、その結果、特定のお子さんにはなかなか連絡が取れなくなってしまうとか、そして、それが原因で不登校になってしまって、そのままになってしまっているんですというお母さんから話を聞いたりとか、そういったこともあります。だから、やはり現場にいるポジションに応じて、それぞれの働き方というのがまるっきり違ってきているということをすごく感じました。

だから、教育委員会の皆さんがやはりそういった現場の実情というものをどう捉えているのかによって働き方というのは大きく変わってくると思っています。ということは、実際子供を預けている保護者からすると、学校は何もやってくれないと思われてしまう。でも、一方、学校の先生は、要はすごく頑張っているんだけれども、人事の部分で言えば、その頑張りが評価されないからモチベーションが上がらないとか、頑張っているんだけれども、なかなかそれが形に現れないから悩んでしまうとかという負のスパイラルに入っていってしまうと思うので、やはり要は客観的に外から見ている教育委員会の皆さんがそれぞれのセクションの現場をどのように捉えて、どこにメスを入れていかなければいけないのかということに着目して進めていかないと、本当の意味での現場の改革が進んでこないのではないかと感じているので、そこは私もまた皆さんとも共有していきながら、ほかの自治体の事例なども参考にしながら、お伝えできるところはお伝えさせていただきたいと感じました。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　今の話は、現場の管理職マネジメントの関係も出てくることですよね。この辺についてはどうなんですか。特別な事情があって、教育委員会では分かるわけないんだから、学校に逐一連絡を取っているわけではないし、モニターがあるわけでも何でもないんだから。現場の人は特に現場責任者、校長のマネジメントの関係になってくる場合が多いと思うんですよね。その辺についてはどうなんでしょうかね。教育職員課長。

○教育職員課長　教育職員課です。

御指摘ありがとうございます。今回このアンケートで出てきましたのも現場からの声だと思っておりますし、ほかのいろいろなところから現場の声も上がってきておりますので、それはきちんと丁寧に拾っていきたいと思っております。

また、負のスパイラルにずっと落ち込んでいて抜け出てこれないとか、そういう話などももしかしたらまだまだ隠れてたくさんあるのかもしれませんので、その辺も丁寧に扱っていきたいとは思っております。

校長につきましては、校長の面接も年２回行って、１対１でじっくり時間を取って話す機会等もありますので、まずはそこから声を拾っていきたいと思いますし、現場の現職の先生方の声につきましても丁寧に拾って、対応できるものについては的確に対応していきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

○委員長（石井茂隆君）　ほかにございますか。小坂副委員長。

○副委員長（小坂さとみ君）　すみません、１点だけお願いします。

38ページの生徒と向き合う時間の確保というところです。小学校以外はあまり確保できていないというのが50％を超えているということが気になるところなんですけれども、ただし、先生方が共通の認識の下で答えていらっしゃるのかというのが気になるところでして、先生に聞くと、生徒と向き合うというのは必ずしも物理的に向き合うことだけではなく、例えば、教材研究とか教材づくり、また、放課後に先生同士であの生徒はどうなのかとかという相談をするということも非常に先生にとっては大切で、ある意味その生徒と向き合う時間であると考えているということなんですね。その下でこのアンケートに答えているという認識なのか、いや、実はそうではないという認識なのか、そこを伺いたいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　これは１日５時間も６時間も物理的に話をして、５時間も６時間も子供たちと一緒にいるんですよね。そのほかにまだ足りないという話だと今のような話も出てくると思うんですよ。それを含めてお願いしたいと思います。教育職員課長。

○教育職員課長　教育職員課でございます。

御意見ありがとうございます。私たちはこの調査を取ったときに、紙面でアンケートを取りますので、その辺の意図が伝わっていないのではないかと。必ずしも子供と面と向かってお話をするとか、そこで関わるとか、そればかりではないということは伝えていきたいと思っておりますので、紙の調査にはなるんですけれども、先ほど御指摘ありましたような子供のことについて考える、また、子供の作品を添削する、いろいろなことが子供と向き合う時間になるというのは例示を示しながらやっていきたいと思っております。

ただ、委員長からも御指摘がありましたように、ずっと子供たちと一緒にいる中で、何で向き合えていないんだ、なかなか１対全員でやっているのはできるんですけれども、一人一人に本当に何か問題があったときに向き合えたのかとか、対峙できたとか、そういうところにまだ課題や問題を抱えている方はいらっしゃると感じているところでございます。

以上です。

○委員長（石井茂隆君）　小坂副委員長。

○副委員長（小坂さとみ君）　どうもありがとうございました。

○委員長（石井茂隆君）　ほかに御発言がなければ、以上で教職員の働き方と学校運営の在り方についての所管事務調査を終わります。

説明員の皆様は御退室願います。御苦労さまでした。

［教育委員会退室］

○委員長（石井茂隆君）　それでは、ただいまの当局の説明を踏まえて委員間討議を実施し、本テーマに関する課題整理を行いたいと思いますので、所感を含めまして御意見等ございますでしょうか。渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　教育委員会は結構頑張っていらっしゃる部分がいっぱいあると思うんですけれども、見えないといつも思って、何をやっているとか、個別で各学校で特色ある取組をスタートしているときもあるんですけれども、そういうのはあまり一部だからとか、そういった理由であまりお話しされないことが多いと感じていて、そういった働き方改革につながる事例などをもう少しどこかで見られるとか、学校方針でちゃんとうたっているとか、そういったことがもう少し進むと、各学校の取組を出せば出すほど、またいいとか、悪いとか言われるから、なかなか出しにくいというような御意見も聞いたことはあるんですけれども、せっかく取り組んでいる新しい改革とか、そういった働き方改革を含めていろいろですけれども、そういったものをもう少し公表、見える化してもらえるといいのではないかと個人的には今日聞いていて、結構ちゃんと取り組んでいると思っているので、ゆっくりではありますけれども、抜本的にはなかなか難しいのも分かりますので、みんなでいい事例は見に行けたりとか、見学に行けたりとか、そういったオープンな環境をつくっていくことも重要ではないかと思いました。

○委員長（石井茂隆君）　これは千葉市の学校というような取り方でよろしいですか。松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　もうこれを見ていて思うんですけれども、要するに職員を守ることとか給料はやり過ぎなぐらいやっているんですよ。あとは何をしなければいけないかというと、自分たちの意識改革だけです。意識改革をしていかないと基本的に甘えが出て組織が没落していくわけで、やはり自分たちで意識改革をした上でもっと残業を少なくしていくとか、自分たちで考えていかないと我々が幾ら指摘しても変わらないんですよね。その点、むしろ我々から言うのは、もう少し自分たちで何が問題で、それが組織の問題なのか、個人の問題なのか、人事評価の問題なのかということを自分たちで考察しながら、自分たちで考えて組織改革していっていただかないと、我々が幾ら指摘しても駄目だと。むしろ指摘する部分といったら、今僕が言ったようなことを指摘して、自分たちでちょっと１回やってみたらということなんだと思います。

人から言われてやりましょう、改善しましょうというのは、しょせんやらされていることで落とし込めないし、組織の中にも落とし込めないので、自分たちからどのように改善していくかということを考えていく。先ほどから言っているように、病気の給与だって３年も取って、マックスでやっているわけですよ。そういうところに甘えもあると思っていますし、もう少しやはり自分たちでやっていくしかないということを我々から指摘しましょうという意見でございます。

○委員長（石井茂隆君）　取組み方は出てきたんですけれども、それを実行するためには今日あまり出なかったみたいだけれども、こうやって誰が責任を持つかというところまでいかないとこれは進まないと思う。どうぞ、宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　これは難しい問題であって、組合もあるんですからね。私たちが

幾らほえても組合でまたやってくるんですから、これだけの調査は半分でもいいんですよ。長過ぎるんですよ。いろいろなことをやっているから皆さんあれだけれども、もう少しコンパクトにして、組合もあるんですから、働き方とかをここで幾ら教育長に言っても、また組合にいってまたひっくり返ってしまうんだから。

○委員長（石井茂隆君）　この委員会はどうすればいいんですか。組合に任せるのか。それとも委員会として何の話をするのか（宇留間委員「だから、今言ったとおり聞くだけでしょう」と呼ぶ）いや、この委員会は聞くだけではなくて、指摘もして、答えを求めなければいけないんです。（宇留間委員「いや、指摘することができないと言っているんです」と呼ぶ）宇留間委員に質問しますけれども、できないというのは、この委員会で決めたことを言っても、組合があるからできないということで発言しているんですか。私はそう思いません。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君）　ここで決めて、これをやっていただきたいと言って……

○委員長（石井茂隆君）　この委員会は働き方改革について聴取してやるということで決めているわけですよ。できないということであれば、初めからこの委員会は問題がないんですよ。松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　さっき言ったように、この委員会から指摘するものは指摘してもいいんです。ただ、言われたように、もう一つそういう労働組合というのがあるので、そこが我々の指摘をどのようにちゃんとやってくれるかというところだと思うので、我々からはしっかり指摘してやってもらいましょうというのが委員長にお願いしたいところで、あとは向こうに落とし込んだときに、労働組合と彼らがどう対峙できるのかということは出てくると思っていますし、先ほど言ったように労働組合が強制加入になっているんですね。給与の２％も取っているわけですよ。

そういう流れの中で、やはり一般の職員たちはかなりやりづらいという状況で、実は、これは教職員組合だけではないんです。自治団体労働組合のほうでも何で我々は労働組合費を取られているのかというのも結構あるわけで、そういう意味で、落とし込んだときに何かしら弊害になる可能性はあるけれども、しっかりと話し合ってもらうしかないので、委員会としてはお願いすべきことをお願いして、提言してしっかりとやってもらいましょうということでいいと思います。

○委員長（石井茂隆君）　私はそう思いますよ。そんなことを言ったら、この委員会で何もないですから。渡辺委員。

○委員（渡辺　忍君）　先ほどの松坂委員の発言に本当に大賛成で、職員の中から出てくる改革でないと、幾ら周りが言っても、現場を担っている人たちからの内なる声をきちんと拾っていかないといけないというのがやはり一番だと私も思います。

その上で、新しい先生だとしても、新しい斬新な改革をしたいこととかの話合いにきちんと乗ることとか、先生方がそういう安全な場で意見を言い合える環境を保障してあげないと、上に言って改革を申し入れても結局さっきみたいに組合に潰されるという言い方が正しいかは分からないですけれども、そういう膠着状態の中で先生たちのモチベーションが下がっていくわけなので、やはり中から出てきたことをやってみようとか、やって失敗したらみんなで責任取ろうとか、みんなで決めたんですよねという状況をつくっていく話合いとか、支える周りの目というのが大事かと私は思うので、要望事項はもちろんこちらからも検討して練って出すんで

すが、もっとチャレンジをしていいというメッセージを出した上で、多少本当失敗もある、トライ・アンド・エラーの部分も認めていく姿勢を私たちも持ちたいと今聞いていて思いました。

発言は以上にします。

○委員長（石井茂隆君）　今の話だったけれども、教育委員会とこの教育未来委員会はどういう立場にあるかということです。これは対等ではないですよ。それから、労働組合と経営している教育委員会、話合いはするけれども、決めることは教育委員会がやっていくんですよ。これは、労働組合が反対しているから何もできないという本末転倒した話ではないんですよ。これは労働組合と話し合って方針を理解してもらわなくてはしようがないです。理解してもらうのは教育委員会ですよ。協議会のメンバーがいるわけだから。労働組合は労働組合で教職員組合というんだけれども、８割は加入しているそうですよ。その人たちの代表と今やっているわけで、労働組合にはいろいろな思想の人たちがいる。政党の話をするといろいろ語弊があるからそれは控えるけれども、昔は5,000人の中で50人ぐらいしかいない団体もあった。今加入している組合でははは、5,000円前後を払っている組合員が８割いる。松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　この話というのはすごくいい話だと思うし、ただ、働き方の話なので、これを落とし込んでいくのにやはり労働組合が最後は出てくる。だから、変な話ですけれども、こういう行政委員会において、こういう話に踏み込んだことが今までなかったわけですよ。だから、今みたいなざっくばらんな話が出てきて、ここで教職員組合との関係はどうなのかというところまで、こんなところで生中継しているわけですよ。こんなことを素で言っているんですよ。

だから、今回はすごくいい話をしていると思いますので、ぜひ教育委員会に落とし込んだら、やはり教育委員会と労働組合にしっかり話し合ってもらうことが必要だと思うので、我々としては教育委員会に向けてこうやったらどうですかという提言をしっかりできればそれでいいと思いますので、そういうまとめで。

○委員長（石井茂隆君）　教育委員会はマネジメントとして、いろいろな話が出た。あれはマネジメントしてくれという話です。松坂委員。

○委員（松坂吉則君）　そうです。それでまとめていきましょう。取りあえず閉めましょう。

○委員長（石井茂隆君）　それでは、ただいまいただきました意見等を踏まえて、今後の調査を実施したいと存じます。ありがとうございました。

委員長といたしましては、今後、県外視察等がありますから、その調査を通じて本テーマについては委員の皆さんと協議してまいりたいと存じます。

それでは、これをもちまして教育未来委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後２時49分散会